

日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定

目次

前文

第一章 総則

第一条 目的

第二条 地理的適用範囲

第三条 一般的定義

第四条 透明性

第五条 行政上の措置に関連する手続

第六条 審査及び上訴

第七条 腐敗行為の防止に関する措置

第八条 環境保護

第九条 秘密の情報

第十条 租税

第十一条 例外

第十二条 他の協定との関係

第十三条 実施取極

第十四条 合同委員会

第十五条 両締約国間の連絡

第二章 物品の貿易

第十六条 定義

第十七条 物品の分類

第十八条 内国民待遇

第十九条 関税の撤廃

第二十条 関税上の評価

第二十一条 輸出補助金及び国内助成

第二十二条 輸入及び輸出の制限

第二十三条 二国間セーフガード措置

第二十四条 ダンピング防止のための調査

第二十五条 国際収支の擁護のための制限

第三章 原産地規則

第二十六条 定義

第二十七条 原産品

第二十八条 完全に得られ、又は生産される産品

第二十九条 非原産材料を使用して生産される産品

第三十条 原産資格割合の算定

第三十一条 累積

第三十二条 僅少の非原産材料

第三十三条 原産資格を与えることとならない作業

第三十四条 積送基準

第三十五条 組み立ててないか又は分解してある産品

第三十六条 代替性のある産品及び材料

第三十七条 間接材料

第三十八条 附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料

第三十九条 こん包及び包装用の材料及び容器

第四十条 運用上の証明手続

第四十一条 原産地規則に関する小委員会

第四章 税関手続

第四十二条 適用範囲及び目的

第四十三条 定義

第四十四条 透明性

第四十五条 通関

第四十六条 一時輸入及び通過物品

第四十七条 事前教示

第四十八条 協力及び情報の交換

第四十九条 税関手続に関する小委員会

第五章 強制規格、任意規格及び適合性評価手続並びに衛生植物検疫措置

第五十条 適用範囲

第五十一条 権利及び義務の再確認

第五十二条 照会所

第五十三条 強制規格、任意規格及び適合性評価手続並びに衛生植物検疫措置に関する小委員会

第五十四条 後発医薬品に関する協力

第五十五条 相互承認

第五十六条 第十四章の規定の不適用

第六章 サービスの貿易

第五十七条 適用範囲

第五十八条 定義

第五十九条 市場アクセス

第六十条 内国民待遇

第六十一条 追加的な約束

第六十二条 特定の約束に係る表

第六十三条 最恵国待遇

第六十四条 国内規制

第六十五条 承認

第六十六条 透明性

第六十七条 独占及び排他的なサービス提供者

第六十八条 支払及び資金の移転

第六十九条 国際収支の擁護のための制限

第七十条 補助金

第七十一条 約束の見直し

第七十二条 サービスの貿易に関する小委員会

第七章 自然人の移動

第七十三条 一般原則

第七十四条 適用範囲

第七十五条 定義

第七十六条 特定の約束

第七十七条 規制に関する透明性

第七十八条 入国及び一時的な滞在の許可に関する一般原則及び関連する事項

第七十九条 同行する配偶者及び被扶養者

第八十条 紛争解決

第八十一条 留保

第八十二条 追加的な交渉

第八章 投資

第八十三条 適用範囲

第八十四条 定義

第八十五条 内国民待遇

第八十六条 最恵国待遇

第八十七条 一般的待遇

第八十八条 裁判所の裁判を受ける権利

第八十九条 特定措置の履行要求の禁止

第九十条 留保及び例外

第九十一条 特別な手続及び情報の要求

第九十二条 収用及び補償

第九十三条 争乱からの保護

第九十四条 資金の移転

第九十五条 代位

第九十六条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

第九十七条 一時的なセーフガード措置

第九十八条 信用秩序の維持のための措置

第九十九条 環境に関する措置

第一百条 他の義務との関係

第一百一条 有効期間及び終了

第九章 知的財産

第一百二条 一般規定

第一百三条 手続事項の簡素化

第百四条 知的財産の保護についての啓発の促進

第百五条 特許

第百六条 商標

第百七条 地理的表示

第百八条 不正競争

第百九条 安全保障のための例外

第十章 政府調達

第百十条 調達に関する原則

第百十一条 無差別待遇

第百十二条 情報の交換

第百十三条 追加的な交渉

第百十四条 無差別待遇に関する交渉

第百十五条 例外

第十一章 競争

第一百六条 反競争的行為

第一百七条 定義

第一百八条 反競争的行為の規制に関する協力

第一百九条 無差別待遇

第二百十条 手続の公正な実施

第二百十一条 透明性

第二百十二条 第十四章の規定の不適用

第十二章 ビジネス環境の整備

第二百十三条 基本原則

第二百十四条 ビジネス環境の整備に関する小委員会

第二百十五条 協議グループ

第二百十六条 連絡事務所

第二百二十七条 第十四章の規定の不適用

第十三章 協力

第二百二十八条 基本原則及び目的

第二百二十九条 協力の分野

第二百三十条 協力の範囲及び形態

第二百三十一条 実施及び費用

第二百三十二条 次章の規定の不適用

第十四章 紛争解決

第二百三十三条 適用範囲

第二百三十四条 協議

第二百三十五条 あっせん、調停又は仲介

第二百三十六条 仲裁裁判所の設置

第二百三十七条 仲裁裁判所の任務

第三百三十八条 仲裁裁判手続

第三百三十九条 仲裁裁判手続の終了

第四百十条 裁定の実施

第四百十一条 費用

第四百十二条 言語

第十五章 最終規定

第四百十三条 目次及び見出し

第四百十四条 附属書及び注釈

第四百十五条 改正

第四百十六条 効力発生

第四百十七条 終了

附属書一（第二章関係） 第十九条に関する表

附属書二（第三章関係） 品目別規則

附属書三（第三章関係）	運用上の証明手続
附属書四（第六章関係）	金融サービス
附属書五（第六章関係）	電気通信サービス
附属書六（第六章関係）	第六十二条に関する特定の約束に係る表
附属書七（第七章関係）	自然人の移動に関する特定の約束
附属書八（第八章関係）	第九十条1に規定する措置に関する留保
附属書九（第八章関係）	第九十条2に規定する措置に関する留保
附属書十（第八章関係）	収用

前文

日本国及びインド共和国（以下「インド」という。）は、

国際化及び技術の進歩によってもたらされる、活力に満ち、かつ、急速に変化する国際環境が、様々な経済上及び戦略上の課題及び機会を両締約国に提示していることを認識し、

両締約国間の長年の実り多い互恵的な協力を通じて発展を遂げてきた多年にわたる友好関係並びに強固な経済的及び政治的きずなを意識し、

そのような二国間関係が貿易及び投資の自由化及び円滑化並びに協力を通じた互恵的な経済上の連携を構築することにより高められることを信じ、

経済上の連携が協力の推進に向けた有益な枠組みを提供し、この協定において合意された様々な分野における両締約国の共通の利益に役立ち、並びに経済効率の向上並びに貿易、投資及び人的資源の発展をもたらすことを再確認し、

経済上の連携が一層拡大された新たな市場を創設し、両締約国の市場の魅力及び活力を高め、並びに両締約国の製造業及びサービス業の効率及び競争力の向上に貢献することを認識し、

さらに、経済的開発、社会的開発及び環境保護が相互に依存しており、かつ、持続可能な開発に関する相互に補強し合う構成要素であること並びに経済上の連携が持続可能な開発を促進する上で重要な役割を果たすことができることを認識し、

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条及び附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定第五条を想起し、

両締約国が経済及び開発に関する目標を追求する権利並びに国家の政策目的を実現する権利を有することを再確認し、

この協定が両締約国間の関係において新たな時代を開くものとなるであろうことを確信し、
明確かつ互恵的な規則の制定及び規制に関する協力を通じて貿易及び投資を促進することを決意し、
経済上の連携が両締約国間のみならず地域における貿易及び投資の拡大に貢献するとの確信を共有し、
両締約国間の経済上の連携のための法的枠組みを設定することを決意して、

次のとおり協定した。

第一章 総則

第一条 目的

この協定の目的は、次のとおりとする。

- (a) 両締約国間の物品及びサービスの貿易を自由化し、及び円滑化すること。
- (b) 両締約国における投資の機会を増大させ、投資財産及び投資活動の保護を強化すること。
- (c) 知的財産の保護を確保し、及びその分野における協力を促進すること。
- (d) 各締約国における競争法の効果的な執行のための協力を促進すること。
- (e) 各締約国におけるビジネス環境を整備すること。
- (f) この協定において合意された分野における一層緊密な協力を強化するための枠組みを設定すること。
- (g) この協定の実施及び適用並びに紛争解決のための効果的な手続を創設すること。

第二条 地理的適用範囲

別段の定めがある場合を除くほか、この協定は、それぞれの締約国の「区域」に適用する。「区域」とは、それぞれの締約国について、その領域（その領海を含み、当該領域の上空に及ぶ。）並びに領海の外側

に位置する全ての区域（海底及びその下を含む。）であつて、締約国が自国の法令及び国際法（千九百八十二年十二月十日にモンテゴ・ベイで作成された海洋法に関する国際連合条約を含む。）に基づき主権的権利又は管轄権を有するものから成る。

注釈 この条の規定は、国際法に基づく両締約国の権利及び義務（千九百八十二年十二月十日にモンテゴ・ベイで作成された海洋法に関する国際連合条約に基づく権利及び義務を含む。）に影響を及ぼすものではない。

第三条 一般的定義

別段の定めがある場合を除くほか、この協定の適用上、

(a) 「税関当局」とは、各締約国又は第三国の法令に従い、関税に関する法令の運用及び執行について責任を負う当局をいう。日本国については財務省をいい、インドについては財務省歳入局消費税・関税庁をいう。

(b) 「日」とは、暦日をいい、週末及び休日を含む。

(c) 「企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配し

ているかを問わず、関係の法律に基づいて適正に形成され、設立され、又は組織される法人その他の事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業、団体、組織及び会社を含む。）をいう。

(d) (i) 企業が投資家によって「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(ii) 企業が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(e) 「締約国の企業」とは、締約国の関係の法律に基づいて形成され、設立され、又は組織される企業であつて、当該締約国の区域内において実質的な事業活動を行っているものをいう。

(f) 「サービス貿易一般協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定をいう。

(g) 「千九百九十四年のガット」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定をいう。この協定の適用上、千九百九十四年のガットの条項を引用する場合には、その解釈に係る注釈を含む。

(h) 「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約第一条(a)に定義される商品の名称及び分類についての統一システムであつて、両締約国によりそれぞれの国内法の下で採用され、及び実施されるものをいう。

(i) 「投資財産」とは、投資家により所有され、又は支配されている全ての種類の資産をいい、次のものを含む。

(i) 企業及び企業の支店

(ii) 株式、出資その他の形態の企業の持分（その持分から派生する権利を含む。）

(iii) 債券、社債、貸付金その他の形態の貸付債権（その貸付債権から派生する権利を含む。）

(iv) 契約に基づく権利（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約に基づくものを含む。）

(v) 金銭又は金銭的価値を有する契約に基づく給付を請求する権利

(vi) 知的財産

注釈 「知的財産」とは、第二百二条2に規定するものをいう。

(vii) のれん

(viii) 法令又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可）

(ix) 動産及び土地を含む不動産に係る他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わない。）並びに賃借権、抵当権、先取特権、質権その他関連する財産権

注釈 1 投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

注釈 2 資産が投資としての性質を欠いている場合には、当該資産は、その形態のいかんを問わず、投資財産とはみなさない。投資としての性質には、出資の約束、出資の約束を通じた収益若しくは利益についての期待又は危険の負担を含む。

(j) 「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分をいう。

(k) 「締約国の投資家」とは、締約国の自然人又は企業であって、投資を行おうとし、行っており、又は

既に行ったものをいう。

(1) 「法人」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係の法律に基づいて適正に設立され、又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業、団体及び協同組合を含む。）をいう。

注釈 協同組合とは、インドにおける関連する法律に基づいて設立される法定の事業体をいう。

(m) (i) 法人が締約国の者によって「所有」されるとは、当該締約国の者が当該法人の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(ii) 法人が締約国の者によって「支配」されるとは、当該締約国の者が当該法人の役員の過半数を指名し、又は当該法人の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(iii) 法人が他の者と「提携」するとは、当該法人が当該他の者を支配し、若しくは当該他の者によって支配される場合又は当該法人及び当該他の者の双方が同一の者によって支配される場合をいう。

(n) 「他方の締約国の法人」とは、次のいずれかの法人をいう。

(i) 他方の締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される法人であって、当該他方の締約国の区域

内において実質的な事業活動を行っているもの

(ii) 業務上の拠点を通じてサービスが提供される場合には、次のいずれかの者が所有し、又は支配する法人

(A) 他方の締約国の自然人

(B) (i)に規定する他方の締約国の法人

(o) 「他方の締約国の自然人」とは、他方の締約国の法律の下で次の要件を満たす自然人をいう。

(i) インドについては、インドの市民であること。

(ii) 日本国については、日本国の国民であること。

(p) 「原産品」とは、第三章の規定に従って原産品とされる産品をいう。

(q) 「両締約国」とは、日本国及びインドをいい、「締約国」とは、日本国又はインドをいう。

(r) 「者」とは、自然人又は企業若しくは法人をいう。

(s) 「サービス」とは、政府の権限の行使として提供されるサービス以外の全ての分野における全てのサービスをいう。

(t) 「サービス提供者」とは、サービスを提供する者をいう。

注釈 法人がサービスを直接提供せず、支店、代表事務所その他の形態の業務上の拠点を通じて提供する場合には、サービス提供者（すなわち、当該法人）に対し、当該業務上の拠点を通じ第六章の規定に基づきサービス提供者に与えられる待遇が与えられる。当該待遇は、当該業務上の拠点に及ぼされるものとし、サービスが提供される締約国の区域の外に所在する当該サービス提供者の部分に及ぼされる必要はない。

(u) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

第四条 透明性

1 各締約国は、自国の法令、行政上の手続並びに一般に適用される行政上の決定及び司法上の決定であつて、この協定の対象となる事項に関するものを公表し、又は公に利用可能なものとする。

2 各締約国は、1に規定する法令、行政上の手続及び行政上の決定について責任を負う権限のある当局の名称及び所在地を公に利用可能なものとする。

3 一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、1に規定する事項に関して、合理的な期間内に、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報を提供する。

第五条 行政上の措置に関連する手続

1 締約国の権限のある当局は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす行政上の決定を行う場合には、自国の法令に従って、次の事項を行う。

(a) 2に規定する定められた標準的な期間を考慮して、自国の法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知すること。

(b) 申請者の要請があった場合には、申請の処理状況に関する情報を合理的な期間内に提供すること。

2 締約国の権限のある当局は、自国の法令に従って、次の事項を行う。

(a) 自己による申請の受理と提出された申請に対して行う行政上の決定との間の標準的な期間を定めるよう努めること。

(b) 標準的な期間が定められたときは、当該期間を公に利用可能なものとする。

3 締約国の権限のある当局は、ある者に対し義務を課し、又は権利を制限する最終的な決定を行う前に、

時間的にかつ措置の性格上許容され、及び公共の利益に反することとならないときは、自国の法令に従つて、当該者に対し次の通知及び機会を与える。

(a) 適当な通知（当該措置の性格、当該措置の根拠となる法令の条項及び当該措置の原因となる事実の記載を含む。）

(b) 当該措置の対象となる者の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会

第六条 審査及び上訴

1 各締約国は、この協定の対象となる事項に関する自国政府による行為について、速やかな審査及び正当な理由がある場合にはその是正が行われるために、司法裁判所又は司法上の訴訟手続を維持する。これらの裁判所又は訴訟手続は、公平なものとし、及びそのような行為の行政上の実施について責任を有する当局から独立していなければならない。

2 各締約国は、当該裁判所又は訴訟手続において、訴訟の当事者に対し次の事項を要求する権利が与えられることを確保する。

(a) 訴訟の当事者それぞれの立場を裏付ける主張を行い、又は自己の立場を防御するための適当な機会が

与えられること。

(b) 証拠及び提出された意見に基づく決定が行われること。

3 各締約国は、自国の法令によって定められる上訴又は更なる審査の手續に従うことを条件として、問題となっている自国政府による行為に関し、2 (b)の決定が関係当局によって実施されることを確保する。

第七条 腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する自国の公務員による腐敗行為を防止し、及びこれらを阻止するための取組を行うために、適切な措置をとる。

第八条 環境保護

1 各締約国は、環境保護及び持続可能な開発の重要性を認め、並びに環境に関する自国の政策及び優先度を定める権利を有することを認識して、自国の法令において環境保護に関する適切な水準について定めることを確保し、当該法令を引き続き改善するよう努める。

2 各締約国政府は、環境に関する自国の法令の遵守を監視すること、当該法令違反の疑いについて調査することその他の適当な措置をとる。

3 各締約国は、次の事項を行うよう努める。

(a) 環境政策及び関連する事項についての啓発を促進するため、そのような分野についての教育の促進その他の方法により必要な措置をとること。

(b) 環境上適正な物品及びサービスの取引及び普及を奨励すること。

4 両締約国は、両締約国が締結している環境に関する国際協定に基づく権利及び義務を再確認する。

第九条 秘密の情報

1 一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国がこの協定に従って秘密のものとして提供した情報の秘密性を保持する。

2 この協定に従って秘密のものとして提供された情報は、当該情報を提供した締約国によって定められた目的のためにのみ使用されるものとする。

3 1の規定にかかわらず、この協定に従って提供された秘密の情報は、当該情報を提供した締約国の事前の同意を条件として、第三者に伝達することができる。

4 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、締約国に対し、秘密の情報

であつて、その開示が、法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるであらうものの提供を要求するものではない。

第十条 租税

- 1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定は、租税に係る課税措置については、適用しない。
- 2 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限度において、当該租税条約が優先する。
- 3 第四条、第六条及び前条の規定は、この協定が租税に係る課税措置に適用される限度において、当該課税措置について適用する。

第十一条 例外

- 1 この協定（第六章及び第九章を除く。）の適用上、千九百九十四年のガット第二十条及び第二十一条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。
- 2 第六章及び第八章の規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条及び第十四条の二の規定は、必要な

変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

3 この協定のいかなる規定も、締約国が、通信、電力及び水道の基盤を含む中核的な公共基盤を使用不能にし、又は破壊する計画的な企てから当該公共基盤を防護するという自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置をとることを妨げるものと解してはならない。

注釈 この3の規定は、世界貿易機関設立協定に基づく両締約国の権利を害し、及び義務を免れさせるものと解してはならない。

4 一方の締約国が第三国、第三国の産品若しくはサービス提供者又は第三国の企業である投資家に関連して、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める法令上の措置を採用し、又は維持する場合において、この協定による利益を他方の締約国の産品、サービス提供者、企業又は当該企業の投資財産に与えたならば当該措置に違反し、又は当該措置を阻害することとなるときは、この協定のいかなる規定も、当該一方の締約国に対し、この協定による利益を当該他方の締約国、当該他方の締約国の産品若しくはサービス提供者又は当該他方の締約国の企業である投資家に与えることを要求するものと解してはならない。

5 第六章及び第八章の規定の適用上、一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるもの又は他方の締約国のサービス提供者であつて当該他方の締約国の法人であるものが第三国の投資家又は者によつて所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときには、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産又は当該サービス提供者に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該企業との取引を禁止するもの又は当該サービス提供者、当該企業若しくは当該企業の投資財産に対してこの協定による利益を与えたならば当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

6 第六章の規定の適用上、一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者又は当該サービス提供者が提供するサービスが次のいずれかの場合に該当すると認めるときも、当該他方の締約国に事前に通報し、及び当該他方の締約国と事前に協議することを条件として、当該他方の締約国のサービス提供者に対し、同章の規定による利益を否認することができる。

- (a) 当該サービス提供者が第三国の者によって所有され、又は支配されている法人であつて、当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていない場合
 - (b) 当該サービスが第三国の区域から又はその区域内において提供される場合
 - (c) 海上運送サービスの提供に関し、(ii)の者が(i)の船舶によりサービスを提供している場合
 - (i) 第三国の法律に従つて登録されている船舶
 - (ii) 船舶を運航し、又はその全体若しくは一部を利用する第三国の者
 - (d) 当該サービス提供者が次のいずれかの場合
 - (i) 自然人については、この協定に定義する他方の締約国の自然人でない場合
 - (ii) 法人については、この協定に定義する他方の締約国の法人でない場合
- 7 第八章の規定の適用上、一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが次の場合に該当すると認めるときも、当該他方の締約国に事前に通報し、及び当該他方の締約国と事前に協議することを条件として、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同章の規定による利益を否認することができる。

(a) 当該企業が当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていない場合

(b) 当該企業が第三国又は当該一方の締約国の投資家によって所有され、又は支配されている場合

第十二条 他の協定との関係

1 両締約国は、世界貿易機関設立協定又は両締約国が締結しているその他の協定に基づく権利及び義務を再確認する。

2 この協定と世界貿易機関設立協定又は両締約国が締結しているその他の協定とが抵触する場合には、両締約国は、国際法の一般原則を考慮しつつ、相互に満足すべき解決を得るために直ちに相互に協議する。

第十三条 実施取極

両締約国政府は、必要な場合には、この協定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極（以下「実施取極」という。）を締結する。

第十四条 合同委員会

1 この協定に基づき合同委員会を設置する。

2 合同委員会は、次の事項を任務とする。

- (a) この協定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。
 - (b) この協定の改正について検討し、及び両締約国に勧告すること。
 - (c) この協定に基づいて設置される全ての小委員会の作業を監督し、及び調整すること。
 - (d) 次のものを採択すること。
 - (i) 附属書三第十一節に規定する運用上の手続
 - (ii) 必要な決定
 - (e) 両締約国が合意するその他の任務を遂行すること。
- 3
- (a) 合同委員会は、両締約国政府の代表者から成る。
 - (b) 合同委員会は、小委員会を設置し、自己の任務の遂行を委任することができる。
 - 4 合同委員会は、その規則及び手続を定める。
 - 5 合同委員会は、次の時期及び場所において会合する。
- (a) いずれかの締約国の要請により毎年一回又は両締約国が合意する時期
 - (b) 両締約国が合意する場所

第十五条 両締約国間の連絡

1 各締約国は、この協定に関する全ての事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、連絡部局を指定する。

2 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定に基づく両締約国間の正式な連絡及び通報は、1に規定する連絡部局を通じて行う。

第二章 物品の貿易

第十六条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「二国間セーフガード措置」とは、第二十三条2に規定する二国間セーフガード措置をいう。

(b) 「関税」とは、製品の輸入に関連して課される関税、輸入税その他あらゆる種類の課徴金をいう。ただし、次のものを含まない。

- (i) 千九百九十四年のガット第二条2及び第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金
- (ii) 締約国の法令により、かつ、千九百九十四年のガット第六条、世界貿易機関設立協定附属書一A千

九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定（以下「ダンピング防止協定」という。）及び世界貿易機関設立協定附属書一A補助金及び相殺措置に関する協定の規定に適合して課されるダンピング防止税又は相殺関税

(iii) 提供された役務の費用の概算額を限度とする額の手数料その他の課徴金

注釈1 インドにとって関税とは、千九百七十五年のインド関税率法第一表に規定される基本関税をいう。

注釈2 注釈を含むこの(b)のいかなる規定も、千九百九十四年のガットに基づく各締約国の権利を害し、及び義務を免れさせるものと解してはならない。

(c) 「国内産業」とは、締約国内で活動する同種の若しくは直接に競合する製品の生産者の全体又はこれらの生産者のうち当該製品の生産高の合計が当該製品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。

(d) 「暫定的な二国間セーフガード措置」とは、第二十三条8(a)に規定する暫定的な二国間セーフガード措置をいう。

(e) 「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

(f) 「重大な損害のおそれ」とは、事実に基づき、明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをいい、申立て、推測又は希薄な可能性のみに基づくものは含まない。

第十七条 物品の分類

両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする。

第十八条 内国民待遇

一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与える。

第十九条 関税の撤廃

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、附属書一の自国の表において関税の撤廃又は引下げの対象として指定した他方の締約国の原産品について、当該表に定める条件に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

2 特定の産品に関する自国の実行最恵国税率が、当該産品と同じ関税品目に分類される原産品について1

の規定に従って適用される税率より低い場合には、各締約国は、当該原産品について、その低い税率を適用する。

第二十条 関税上の評価

世界貿易機関設立協定附属書一 A 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定（以下「関税評価協定」という。）第一部の規定は、一方の締約国から他方の締約国に輸入される製品の課税価額の決定について準用する。

第二十一条 輸出補助金及び国内助成

いずれの締約国も、世界貿易機関設立協定附属書一 A 農業に関する協定（以下「農業協定」という。）附属書一に掲げる農産品について、世界貿易機関設立協定に基づく義務に適合しないいかなる輸出補助金又は国内助成も新設し、又は維持してはならない。

第二十二条 輸入及び輸出の制限

1 一方の締約国は、他方の締約国の製品の輸入について、又は他方の締約国に仕向けられる製品の輸出若しくは輸出のための販売について、関税以外の禁止又は制限であつて関連する世界貿易機関設立協定の規

定に適合しないいかなるものも新設し、又は維持してはならない。

2 一方の締約国は、他方の締約国への物品の輸出について世界貿易機関設立協定の関連規定に基づき正当とされる禁止又は制限を新設する場合には、当該他方の締約国の要請に基づき、当該禁止又は制限が新設された後できる限り速やかに当該他方の締約国に関連する情報を提供する。提供される情報には、当該情報の共有が当該一方の締約国により公共の利益に反すると認められない限り、関連する物品及び新設された禁止又は制限の説明並びに当該禁止又は制限が実際に新設された日付を含む。

第二十三条 二国間セーフガード措置

1 この章のいかなる規定にもかかわらず、一方の締約国は、第十九条の規定に従って他方の締約国の原産品の関税を撤廃し、又は引き下げた結果として、当該原産品が絶対量又は国内生産量に比較しての相対量において増加した数量で自国に輸入されている場合において、当該増加した数量が自国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こす重要な原因となつているときは、この条の規定に従うことを条件として、自国の国内産業に対する重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な範囲において、二国間セーフガード措置をとることができる。

2 締約国は、二国間セーフガード措置として次のいずれかの措置をとることができる。

(a) この章の規定に基づく関税の段階的な引下げの対象となる当該原産品の関税の更なる引下げを停止すること。

(b) 次の税率のうちいずれか低い方を超えない水準まで当該原産品の関税を引き上げること。

(i) 二国間セーフガード措置をとる日における実行最恵国税率

(ii) この協定の効力発生の日の前日における実行最恵国税率

3 (a) 締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一Aセーフガードに関する協定（以下「セーフガード協定」

という。）第三条及び第四条2(c)に定める手続と同様の手続に従い、自国の権限のある当局が調査を行った後においてのみ二国間セーフガード措置をとることができる。

(b) (a)に規定する調査については、できる限り速やかに完了させなければならない。いかなる場合においても、その開始の日から一年以内に完了させなければならない。

(c) 原産品の輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているか否か又は与えるおそれがあるか否かをこの条の規定に基づいて決定するための(a)に規定する調査においては、当該調査を行う締約国の権限のあ

る当局は、当該国内産業の状態に係を有する全ての要因であつて、客観的な、かつ、数値化されたもの、特に当該原産品の輸入の絶対量及び相対量における増加率及び増加量、輸入が増加した当該原産品の国内市場占拠率並びに販売、生産、生産性、操業度、損益及び雇用についての水準の変化を評価する。

(d) 原産品の輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているとの決定又は与えるおそれがあるとの決定は、(a)に規定する調査が当該原産品の輸入の増加と重大な損害又は重大な損害のおそれとの間に因果関係が存在することを客観的な証拠に基づいて立証しない限り、行つてはならない。当該原産品の輸入の増加以外の要因が同時に国内産業に損害を与えている場合には、その要因による損害の責めを当該原産品の輸入の増加に帰してはならない。

4 次の条件及び制限は、二国間セーフガード措置について適用する。

- (a) 一方の締約国は、次の場合には、他方の締約国に対し直ちに書面による通報を行う。
 - (i) 重大な損害又は重大な損害のおそれ及びこれらの理由に関する3(a)に規定する調査を開始する場合
 - (ii) 二国間セーフガード措置をとり、又は延長する決定を行う場合

(b) (a)に規定する書面による通報を行う一方の締約国は、全ての関連する情報を他方の締約国に提供する。この情報には、次の事項を含める。

(i) (a)(i)の場合における書面による通報については、調査の開始の理由、調査の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号、調査の対象となる期間並びに調査の開始の日付

(ii) (a)(ii)の場合における書面による通報については、原産品の輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれがあることについての証拠、とらうとする二国間セーフガード措置の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号、当該二国間セーフガード措置の正確な説明並びに当該二国間セーフガード措置を導入しようとする日付及び予定適用期間

(c) 二国間セーフガード措置をとらうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、3(a)に規定する調査から得られる情報を検討し、当該二国間セーフガード措置に関し意見を交換し、及び5に規定する補償について合意に達するため、他方の締約国と事前の協議を行うための十分な機会を与える。

(d) 二国間セーフガード措置は、重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要

な限度及び期間を超えて維持されてはならず、また、その適用期間は、三年を超えてはならない。ただし、極めて例外的な状況においては、二国間セーフガード措置の適用期間を延長することができ、延長を含めた合計の期間は、五年を超えないものとする。二国間セーフガード措置の予定適用期間が一年を超える場合において、調整を容易にするため、当該二国間セーフガード措置を維持している締約国は、その適用期間中一定の間隔で当該二国間セーフガード措置を漸進的に緩和する。

(e) 二国間セーフガード措置の対象とされた原産品の輸入については、当該二国間セーフガード措置がとられた期間と等しい期間が経過するまで、二国間セーフガード措置を再度とってはならない。ただし、不適用の期間は、少なくとも一年とする。

(f) 二国間セーフガード措置の対象とされた原産品について、当該二国間セーフガード措置の適用期間の終了後における関税率は、当該二国間セーフガード措置がとられなかったとしたならば適用したであろう税率とする。

5 (a) 二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該二国間セーフガード措置の結果生ずると予想される関税の増大分と実質的に等価値の対応を講

ずることを約束することにより、相互に合意される貿易上の補償の適切な方法を提供する。

- (b) 両締約国が4(c)に規定する協議の開始の後三十日以内に補償について合意することができない場合には、その原産品について当該二国間セーフガード措置がとられる締約国は、この協定に基づく譲許であつて当該二国間セーフガード措置と実質的に等価値のもの適用を停止することができる。譲許の適用を停止する権利を有する当該締約国は、実質的に同等の効果を達成するために必要な最小限度の、かつ、当該二国間セーフガード措置が適用されている期間に限り、これを行使することができる。

- (c) (i) (a)の規定に基づいて両締約国間で合意される貿易上の補償をすることを要求する権利及び(b)に定めらる譲許の適用を停止する権利は、当該二国間セーフガード措置が輸入の絶対量の増加の結果としてとられたものであり、かつ、当該二国間セーフガード措置がこの条の規定に適合する場合には、当該二国間セーフガード措置がとられている最初の二年間については、行使されてはならない。

- (ii) (i)に定める二年間の期間は、二国間セーフガード措置をとっている締約国が他方の締約国に対し、輸入の絶対量の増加による重大な損害を防止し、又は救済するために当該二国間セーフガード措置が引き続き必要であること及び関係する産業が調整を行っていることについての証拠を提供することを

条件として、一年間延長することができる。

6 この章のいかなる規定も、一方の締約国が、次のいずれかの規定に従い他方の締約国の原産品に対してセーフガード措置をとることを妨げるものではない。

(a) 千九百九十四年のガット第十九条及びセーフガード協定の規定

(b) 農業協定第五条の規定

7 各締約国は、二国間セーフガード措置に関する法令の運用が、一貫した、公平な、かつ、合理的なものであることを確保する。

8 (a) 遅延すれば回復し難い損害を引き起こすような危機的な事態が存在する場合には、一方の締約国は、

他方の締約国の原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしていること又は引き起こすおそれがあることについての明白な証拠があるという仮の決定に基づき、2 (a)又は(b)に規定する措置の形態をとる暫定的な二国間セーフガード措置をとることができる。

(b) 一方の締約国は、暫定的な二国間セーフガード措置をとる前に、他方の締約国に対し書面による通報を行う。暫定的な二国間セーフガード措置の適用については、これがとられた後速やかに両締約国間の

協議を開始する。

(c) 暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、二百日を超えてはならない。その期間中、3に定める関連する要件が満たされるものとする。暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、4(d)に規定する期間に算入される。

(d) 4(f)及び7の規定は、暫定的な二国間セーフガード措置について準用する。暫定的な二国間セーフガード措置の結果として課された関税は、その後行われる3(a)に規定する調査により原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしているとの決定又は引き起こすおそれがあるとの決定が行われない場合には、払い戻される。

9 4(a)及び8(b)に規定する書面による通報その他の両締約国間の連絡は、英語で行う。

10 両締約国は、この協定の効力発生の日から十年を経過した後、又は両締約国が合意する場合にはそれ以前に、この条の規定について見直しを行う。

第二十四条 ダンピング防止のための調査

ダンピング防止協定第五条の規定に基づく調査を行う権限のある一方の締約国の当局は、他方の締約国か

らの産品に係る当該調査の開始を求める国内産業による又は国内産業のための書面による申請を受領した場合には、当該調査を開始する少なくとも十執務日前までに当該他方の締約国に対して当該申請を通知し、その全文を提供する。当該他方の締約国は、当該他方の締約国が知る輸出者、外国の生産者及び関係する貿易業者の団体に対し、そのような通知及び当該申請に含まれる情報について通知することができる。ダンピング防止協定第六条5に定める秘密の情報を保護する義務については、妥当な考慮を払うものとする。

第二十五条 国際収支の擁護のための制限

1 この章のいかなる規定も、締約国が国際収支上の目的のために措置をとることを妨げるものと解してはならない。当該措置をとる締約国は、千九百九十四年のガット第十二条及び世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解に規定する条件に従うものとする。

2 この章のいかなる規定も、締約国が国際通貨基金協定に基づく為替管理又は為替制限を実施することを妨げるものではない。

第三章 原産地規則

第二十六条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「輸出者」とは、輸出締約国に所在する自然人又は法人であつて、当該輸出締約国から産品を輸出するものをいう。
- (b) 「当該締約国の工船」又は「当該締約国の船舶」とは、それぞれ、次の全ての条件を満たす工船又は船舶をいう。
 - (i) 当該締約国において登録されていること。
 - (ii) 当該締約国の旗を掲げて航行すること。
 - (iii) 両締約国の国民又は法人（いずれかの締約国に本店を有する法人であつて、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数が両締約国の国民であり、かつ、両締約国の国民又は法人が五十パーセント以上の持分を所有しているものに限る。）が五十パーセント以上の持分を所有していること。
 - (iv) 船長及び上級乗組員の総数の五十パーセント以上が両締約国の国民であること。
 - (v) 乗組員の二十五パーセント以上が両締約国の国民であること。

(c) 「代替性のある締約国の原産品」又は「代替性のある締約国の原産材料」とは、それぞれ、商取引において相互に交換することが可能な締約国の原産品又は原産材料であつて、それらの特性が本質的に同一のものをいう。

(d) 「一般的に認められている会計原則」とは、資産又は負債として記録すべき財産又は債務、記録すべき資産及び負債の変化、資産及び負債並びにこれらの変化についての算定方法、開示すべき情報の範囲及び開示の方法並びに作成すべき財務書類につき、締約国において特定の時に、一般的に認められている又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。これらの規準は、一般的に適用される概括的な指針をもつて足りるが、詳細な手続及び慣行であることを妨げない。

(e) 「産品」とは、商品、生産品、製品又は材料をいう。

(f) 「輸入者」とは、輸入締約国に産品を輸入する自然人又は法人をいう。

(g) 「間接材料」とは、他の産品の生産、試験若しくは検査に使用される産品（当該他の産品に物理的に組み込まれないものに限る。）又は他の産品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼働のために使用される産品をいい、次のものを含む。

- (i) 燃料及びエネルギー
- (ii) 工具、ダイス及び鋳型
- (iii) 設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び産品
- (iv) 生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の産品
- (v) 手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備及び備品
- (vi) 試験又は検査に使用される設備、装置及び備品
- (vii) 触媒及び溶剤
- (viii) 他の産品に組み込まれていないその他の産品であつて、当該他の産品の生産における使用が当該生産の一部であると合理的に示すことができるもの
- (h) 「材料」とは、物又は物質であつて、産品の生産において消費され、物理的に産品に組み込まれ、又は他の産品の生産に使用されるものをいう。
- (i) 「非原産材料」とは、この章の規定に基づき、原産国が両締約国以外の国とされる材料（非原産材料

として輸入されるもの）及び原産地を決定することができない材料（原産地が決定されないもの）をいう。

(j) 「原産材料」とは、この章の規定に基づいて原産品とされる材料をいう。

(k) 「生産」とは、産品を得る方法をいい、製造、組立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、収穫、漁ろう、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲を含む。

第二十七条 原産品

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。

- (a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であつて、次条に定めるもの
- (b) 当該締約国において完全には得られず、又は生産されない産品であつて、第二十九条に定める要件を満たすもの

第二十八条 完全に得られ、又は生産される産品

前条(a)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国において完全に得られ、又は生産される産品とする。

- (a) 生きている動物であつて、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの

- (b) 当該締約国において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物
- (c) 当該締約国において生きている動物から得られる産品
- (d) 当該締約国において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品
 注釈 この(d)の規定の適用上、「植物」とは、全ての植物（果実、花、野菜、樹木、海草、菌類及び生きている植物を含む。）をいう。
- (e) 当該締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(a)から(d)までに規定するものを除く。）
- (f) 当該締約国の船舶により、両締約国の領海外の海から得られる水産物その他の産品
- (g) 両締約国の領海外における当該締約国の工船上において(f)に規定する産品から生産される産品
- (h) 当該締約国の領海外の海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が、千九百八十二年十二月十日にモンテゴ・ベイで作成された海洋法に関する国際連合条約に基づき、当該海底又はその下を開發する権利を有することを条件とする。
- (i) 当該締約国において収集される産品であつて、当該締約国において本来の目的を果たすことができ

- ず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの
- (j) 当該締約国における製造若しくは加工作業又は消費から生ずるくず及び廃品であつて、処分又は原材料の回収のみに適するもの
- (k) 本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、当該締約国において回収される部品又は原材料

- (1) 当該締約国において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品

第二十九条 非原産材料を使用して生産される産品

1 第二十七条(b)の規定の適用上、次の(a)及び(b)の条件を満たす産品は、締約国の原産品とする。

- (a) 次条に定める計算式を用いて算定する当該産品の原産資格割合が三十五パーセント以上であること。
- (b) 当該産品の生産に使用された全ての非原産材料について、当該締約国において統一システムの関税分類の変更であつて六桁番号の水準におけるもの（すなわち、号の変更）が行われていること。

注釈 この(b)の規定の適用上、「統一システム」とは、附属書二に定める品目別規則において用いられているものをいう。

2 1の規定にかかわらず、品目別規則の対象となる産品は、附属書二に定める適用可能な品目別規則を満たす場合には、締約国の原産品とする。

3 1(b)の規定の適用上、及び附属書二に定める関連する品目別規則の適用上、使用された材料について関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われることを求める規則は、非原産材料についてのみ適用する。

第三十条 原産資格割合の算定

1 産品の原産資格割合は、次のいずれかの計算式により算定する。

$$(a) \quad QVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$$

この場合において、

「QVC」とは、百分率で表示される産品の原産資格割合をいう。

「FOB」とは、2に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、産品の買手から当該産品の売手に支払われる当該産品の本船渡し of の価額をいう。ただし、当該産品が輸出される際に軽減され、免除

され、又は払い戻された内国税を含まない。

「VNM」とは、製品の生産において使用される全ての非原産材料の価額をいう。

$$(b) \quad QVC = \frac{VOM + \text{直接労務費} + \text{直接経費} + \text{利益}}{FOB} \times 100$$

この場合において、

「VOM」とは、製品の生産において使用される全ての原産材料の価額をいう。

注釈 製品の原産資格割合の算定に当たり、輸出締約国において一般的に認められている会計原則を適用する。

2 (a) 産品の本船渡しの際には存在するが、その価額が不明で確認することができない場合には、1に規定するFOBは、当該産品の買手から当該産品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額に調整される価額とする。

(b) 産品の本船渡しの際には存在しない場合には、1に規定するFOBは、関税評価協定第一条から第八条までの規定に従って決定される価額とする。

3 1の規定の適用上、締約国における製品の生産に使用される材料の価額は、次のいずれかの価額とする。

(a) C I F 価額

(b) 当該材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該材料の供給者の倉庫から当該製品の生産者の所在地まで当該材料を輸送するために当該締約国において要する運賃、保険料、こん包費その他の全ての費用及び当該締約国において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。

注釈 この3の規定の適用上、「C I F 価額」とは、関税評価協定に従って決定される輸入貨物の課税価額であって、当該製品の生産者が所在する締約国の輸入港に当該材料を輸送するために要する適当な場合の運賃及び保険料、こん包費その他の全ての費用を含むものをいう。

4 2 (b)又は3 (a)の規定の適用において製品又は非原産材料の価額を決定するために関税評価協定を適用するに当たり、関税評価協定は、必要な変更を加えて、国内取引の場合又は当該産品若しくは非原産材料の国内取引が存在しない場合について適用する。

第三十一条 累積

産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該産品の最後の生産工程が当該一方の締約国において行われ、かつ、当該工程が第三十三条に規定する作業を超える水準のものである場合には、当該一方の締約国において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる。

第三十二条 僅少の非原産材料

産品の生産に使用される非原産材料が全体として当該産品の価額又は重量による次の特定の割合を超えない場合には、当該非原産材料が当該産品について適用される規則を満たしているか否かは考慮しない。

- (a) 統一システムの第一五類から第二四類までの各類に分類される産品（第一六〇四・二〇号、第一六〇五・二〇号、第一六〇五・九〇号、第二一〇一・一一号、第二一〇一・二〇号、第二一〇六・一〇号、第二一〇六・九〇号、第二二〇七・一〇号及び第二二〇七・二〇号の各号に分類される産品を除く。）並びに第二五〇一・〇〇号、第二九〇六・一一号、第二九一八・一四号、第二九一八・一五号、第二九四〇・〇〇号、第三五〇五・一〇号、第三五〇五・二〇号、第三八〇九・一〇号及び第三八二四・六〇

号の各号に分類される製品については、当該製品の価額の七パーセント

- (b) 統一システムの第二八類から第四九類までの各類に分類される製品（第二九〇五・四四号、第二九〇六・一一号、第二九一八・一四号、第二九一八・一五号、第二九四〇・〇〇号、第三五〇二・一一号、第三五〇二・一九号、第三五〇五・一〇号、第三五〇五・二〇号、第三八〇九・一〇号、第三八二四・六〇号、第四六〇一・二九号、第四六〇一・九四号及び第四六〇二・一九号の各号に分類される製品を除く。）及び第六四類から第九七類までの各類に分類される製品については、当該製品の価額の十パーセント

- (c) 統一システムの第五〇類から第六三類までの各類に分類される製品（第五〇〇一・〇〇号及び第五〇〇三・〇〇号の各号に分類される製品並びに第五一・〇二項、第五一・〇三項、第五二・〇一項から第五二・〇三項まで、第五三・〇一項及び第五三・〇二項の各項に分類される製品を除く。）については、当該製品の重量の七パーセント

注釈1 この条の規定の適用上、「製品の価額」とは、第三十条1に規定する当該製品の本船渡しの際の価額又は同条2に定める価額をいう。

注釈2 この条の規定の適用上、「統一システム」とは、附属書二に定める品目別規則において用いられているものをいう。

注釈3 この条の規定は、第三十条に定める原産資格割合の算定については、適用しない。

第三十三条 原産資格を与えることとならない作業

産品は、次の作業が行われたことのみを理由として輸出締約国の原産品としてはならない。

- (a) 輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業（乾燥、冷凍、塩水漬け、損傷部品の除去等）その他これに類する作業
- (b) 改装及び仕分
- (c) 組み立てられたものを分解する作業
- (d) 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業
- (e) 統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成品の収集
- (f) 粉じんの除去、ふるい分け若しくは選別、分類、格付、組み合わせる工程（物品をセットにする工程

を含む。）、洗淨又は塗装から成る単純な作業

(g) 単純な切断、薄切り及び再こん包又は瓶、フラスコ、袋若しくは箱に詰めること、カード又は板への固定その他の単純なこん包作業

(h) 産品又はその包装にマーク、ラベルその他これらに類する識別表示を付し、又は印刷する作業

(i) 産品の単純な混合（異なる種類の産品の混合であるか否かを問わない。）

(j) 完成品とするための部品の単純な組立て

(k) 動物のとさつ

(l) 産品の特性を実質的に変更しない水又は他の物質による単なる希釈

(m) (a)から(l)までの作業の組合せ

注釈 この条の規定の適用上、「単純な」として規定される作業とは、専門的な技能又は当該作業を行うために特別に生産され、若しくは設置された機械、器具若しくは設備を必要としない場合の作業をいう。

第三十四条 積送基準

1 他方の締約国の原産品であつて、次のいずれかの条件を満たしたものは、積送基準を満たした原産品とする。

(a) 当該他方の締約国から直接輸送されること。

(b) 積替え又は一時蔵置のために一又は二以上の第三国を経由して輸送される場合にあつては、当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていないこと。

2 他方の締約国の原産品が1に定める積送基準を満たさない場合には、当該原産品は、当該他方の締約国の原産品とはみなさない。

第三十五条 組み立ててないか又は分解してある産品

第二十七条から第三十三条までの関連規定の要件を満たし、かつ、統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定により完成品として分類される産品については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締約国に他方の締約国から輸入される場合であっても、当該他方の締約国の原産品とみなす。

第三十六条 代替性のある産品及び材料

1 在庫において混在している代替性のある締約国の原産材料及び非原産材料が製品の生産に使用される場合において、当該製品が当該締約国の原産品であるか否かを決定するときは、これらの材料が当該締約国の原産材料であるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

2 代替性のある締約国の原産品及び非原産品が在庫において混在している場合において、これらの製品が在庫において混在している当該締約国において輸出に先立っていかなる生産工程も経ず、又はいかなる作業（積卸し又はこれらの製品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業を除く。）も行われないときは、これらの製品が当該締約国の原産品であるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

第三十七条 間接材料

間接材料については、生産される場所のいかんを問わず、製品が生産される締約国の原産材料とみなす。

第三十八条 附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料

1 製品の生産に使用された全ての非原産材料について関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加

作業が行われたか否かを決定するに当たり、当該産品と共に納入される附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料であつて、当該産品の標準的な附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料の一部を成すものについては、次の(a)及び(b)の要件を満たす場合には、考慮しない。

(a) 当該附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料が仕入書において当該産品と別に記載されるか否かにかかわらず、当該附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料に係る仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされないこと。

(b) 当該附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料の数量及び価額が当該産品について慣習的なものであること。

2 産品が原産資格割合の要件の対象となる場合には、当該産品の原産資格割合を算定するに当たり、附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料の価額を、場合に応じて当該産品が生産される締約国の原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第三十九条 こん包及び包装用の材料及び容器

1 産品を輸送中に保護するために使用される船積み用のこん包材料及びこん包容器については、産品が締

約国の原産品であるか否かを決定するに当たって考慮しない。

2 製品の小売用を使用される包装材料及び包装容器については、次のとおりとする。

(a) 当該製品の小売用の包装材料及び包装容器が統一システムの解釈に関する通則5の規定に従って当該製品に含まれるものとして分類される場合には、当該製品が締約国の原産品であるか否かを決定するに当たって考慮しない。

(b) 当該製品が原産資格割合の要件の対象となる場合には、当該製品の原産資格割合を算定するに当たり、当該製品の小売用の包装材料及び包装容器の価額を、場合に依りて当該製品が生産される締約国の原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第四十条 運用上の証明手続

附属書三に規定する運用上の証明手続は、原産地証明書及び関連事項に関する手続について適用する。

第四十一条 原産地規則に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、この協定の効力発生の日に、原産地規則に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

- (a) 次の事項に関し、検討し、及び必要な場合には合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。
- (i) この章の規定の実施及び運用
- (ii) いずれかの締約国が提案する附属書二の改正
- (iii) 附属書三第十一節に規定する運用上の手続
- (b) この章の規定に関連する他の問題（原産地証明書の発給及び確認を容易にするための電子的なシステムの開発を含む。）であつて両締約国が合意するものについて検討すること。
- (c) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
- (d) 合同委員会が第十四条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第四章 税関手続

第四十二条 適用範囲及び目的

- 1 この章の規定は、両締約国間で取引される物品の通関に必要な税関手続について適用する。
- 2 この章の規定は、両締約国により、各締約国の法令に従つて、かつ、各締約国の税関当局の利用可能な

資源の範囲内で実施される。

3 この章は、両締約国間の物品の正当な貿易を円滑化し、関税法令の違反及びその未遂を防止し、調査し、及び抑止し、並びに社会及び歳入の保護という両締約国政府の必要性を満たすため、透明性、一貫性、関税法令の公正かつ適正な適用及び物品の速やかな通関を確保する枠組みを確立すること並びに税関に係る事項に関する協力（情報の交換を含む。）を促進することを目的とする。

第四十三条 定義

この章の規定の適用上、「関税法令」とは、物品の輸入、輸出、移動又は蔵置に関する法令であつて、その運用及び執行について特に各締約国の税関当局が責任を有するもの並びに各締約国の税関当局がその法令上の権限に基づいて定める規則をいう。

第四十四条 透明性

1 各締約国は、自国の関税法令に関して一般に利用される全ての関連情報を、いかなる利害関係者についても、容易に利用可能なものとすることを確保する。

2 各締約国は、利用可能なものとされた情報を自国の関税法令の改正により修正しなければならない場合

には、利害関係者が当該改正を考慮に入れることができるよう、修正された情報を当該改正の効力発生に十分先立って容易に利用可能なものとする。ただし、事前に周知することができない場合は、この限りでない。

3 各締約国は、両締約国の利害関係者の要請があつた場合には、自国の関税法令に關し当該利害関係者が提起した個別的な税関に係る事項についての情報をできる限り迅速かつ正確に提供する。各締約国は、特に要請された情報のみでなく、利害関係者が知るべきであると考えられるその他の適切な情報も併せて提供する。

第四十五条 通関

1 両締約国は、予見可能な、一貫性及び透明性がある、かつ、公正な方法でそれぞれの税関手続を適用する。

2 各締約国は、両締約国間で取引される物品の速やかな通関のため、次の事項を行う。

- (a) 情報通信技術を利用すること。
- (b) 税関手続を簡素化すること。

- (c) 関税協力理事会の主権の下で作成される標準規定及び勧告規定その他の関連する国際的な基準及び勧告された慣行に税関手続を可能な限り調和させること。
- (d) 適当な場合には、自国の税関当局と次の当局等との間の協力を促進すること。
 - (i) 自国の他の国内当局
 - (ii) 自国の貿易関係者
- 3 各締約国は、影響を受ける当事者に対し、税関に係る事項についての自国による行為に関する行政上及び司法上の審査手続であつて容易に利用可能なものを提供する。
 - 第四十六条 一時輸入及び通過物品
 - 1 各締約国は、物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（以下「ATA条約」という。）に定める条件に従い、両締約国間で取引される物品の一時輸入のための手続を引き続き容易にする。
 - 2 各締約国は、千九百九十四年のガット第五条3の規定に従い、他方の締約国からの通過物品又は他方の締約国への通過物品の通関を引き続き円滑に行う。
 - 3 両締約国は、セミナー及び研修課程を通じて、両締約国又は第三国において物品の一時輸入のための通

関手帳（ATA条約の例によるものに限る。）を使用し、及び通過物品の通関を円滑化することを促進するよう努める。

4 この条の規定の適用上、「一時輸入」とは、関税の納付につき条件付で全額の又は部分的な免除を受けて物品を関税領域に持ち込むことができる税関手続をいう。当該物品は、特定の目的のために輸入されなければならず、かつ、当該物品を使用することによる通常の価値の低下を除くほか、いかなる変更も加えられることなく、一定の期間内に再輸出することが予定されていなければならない。

第四十七条 事前教示

輸入締約国は、自国が採用し、又は維持する関係法令又は手続に基づく書面による申請があり、かつ、教示を拒むべき合理的な理由を欠く場合には、製品の輸入に先立ち、当該製品の関税分類、関税評価及び原産地並びに当該産品が前章の規定に基づき輸出締約国の原産品に当たるか否かについて、書面により事前の教示を行うよう努める。

第四十八条 協力及び情報の交換

1 両締約国は、次の税関に係る事項（個別の事案を含む。）に関し相互に協力し、及び情報を交換する。

(a) 税関手続

(b) 関税評価協定に定める関税評価

(c) 禁制品の取引の取締り及び知的財産権を侵害する疑いのある物品の輸入の取締り

(d) 関税法令の違反及びその未遂の防止、調査及び抑止

(e) 一方の締約国から他方の締約国に輸出される製品の通関及びその輸送手段に係る貿易統計のデータ

2 そのような協力及び情報の交換は、実施取極で定めるところによって実施される。

3 第九条4の規定は、この条の規定に基づく情報の交換については、適用しない。

第四十九条 税関手続に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、この協定の効力発生の日に、税関手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

(a) この章の規定の実施及び運用について検討すること。

(b) この章に関して、両締約国間の貿易を円滑化するために改善されるべき分野を特定すること。

(c) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d) 1に定める目的のため、附属書三第十一節に規定する運用上の手続の規定であつて、附属書三第二節4の規定に基づき税関当局が要求する書類に関するものについて検討し、及び必要な場合には合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。

(e) 合同委員会が第十四条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

4 小委員会の組織については、実施取極で定める。

第五章 強制規格、任意規格及び適合性評価手続並びに衛生植物検疫措置

第五十条 適用範囲

この章の規定は、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易の技術的障害に関する協定（以下「貿易の技術的障害に関する協定」という。）に定義する強制規格、任意規格及び適合性評価手続について、並びに両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性がある衛生植物検疫措置であつて、世界貿易機関設立協定附属書一A衛生植物検疫措置の適用に関する協定（以下「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」と

いう。)に基づくものについて適用する。

第五十一条 権利及び義務の再確認

両締約国は、貿易の技術的障害に関する協定に基づく強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する権利及び義務並びに衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく衛生植物検疫措置に関する権利及び義務を再確認する。

第五十二条 照会所

各締約国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続並びに衛生植物検疫措置に関する他方の締約国からの妥当な照会に応ずることができ、並びに適当な場合には関連する情報を提供することができる照会所を指定する。

第五十三条 強制規格、任意規格及び適合性評価手続並びに衛生植物検疫措置に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、この協定の効力発生の日に、強制規格、任意規格及び適合性評価手続並びに衛生植物検疫措置に関する小委員会（以下この章において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

- (a) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続並びに衛生植物検疫措置について情報の交換を行うこと並びに必要な場合には次条に規定する後発医薬品についての情報の交換のための調整を行うこと。
- (b) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関連する事項について協議すること。
- (c) 衛生植物検疫措置の適用から生ずることがある特定の問題を明らかにし、及びこれに取り組むため、科学に立脚した協議を行うこと。
- (d) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続並びに衛生植物検疫措置に関する国際的な場における両締約国間の協同の努力について協議すること。
- (e) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続の相互承認のための既存の枠組みであって、国際協定に基づくものへの各締約国の参加について討議を行うこと。
- (f) 第五十五条の規定に従って相互承認に関する取決めについて討議すること並びに強制規格、任意規格及び適合性評価手続並びに衛生植物検疫措置に関するその他の技術協力について討議すること。
- (g) この章の規定の実施及び運用について検討すること。

- (h) 適当な場合には、合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
- (i) 合同委員会が第十四条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
- 3 小委員会は、この章に別段の定めがある場合を除くほか、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。
- 4 小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。
- 5 両締約国は、関係する専門家の適当な参加を確保するため、小委員会の個別の会合の議題について事前に決定する。

第五十四条 後発医薬品に関する協力

- 1 両締約国は、医薬品の分野における両締約国間の協力を促進し、及び各締約国の規制措置に関する相互の信頼を構築することを目的として、後発医薬品に関するそれぞれの規制措置について情報の交換を行う。
- 2 この条の規定の適用上、「後発医薬品」とは、一の医薬品が、その有効成分、用量、用法、効能及び効果において、当該一の医薬品に先立って承認された医薬品と同一性を有するものとして、締約国の権限の

ある当局により当該締約国の法令に基づいて承認された場合における当該一の医薬品をいう。

3 一方の締約国の者が他方の締約国の市場への後発医薬品の投入のために要求される登録その他承認の申請を行う場合には、当該他方の締約国の関係当局は、当該申請を審査する。当該申請が当該他方の締約国の法令に基づく全ての要件を満たしている場合には、関連する手続において、当該他方の締約国の者による同種の申請に与える待遇よりも不利でない待遇が与えられる。当該手続は、申請が行われた日から合理的な期間内に完了させる。

第五十五条 相互承認

1 両締約国は、小委員会を通じ、電気製品、通信端末機器及び無線機器等の分野並びに両締約国が相互に合意する他の分野における相互承認に関する取決めの実現可能性について討議する。相互承認に関する取決めの作成に当たり、両締約国は、そのような取決めの経済上の利益及び必要な場合には両締約国の強制規格の同等性を確認する。

2 小委員会は、1に規定する分野における相互承認に関する取決めの実現可能性について討議するため、この協定の効力発生の日から三箇月以内に会合するものとし、また、六箇月以内に当該実現可能性について

て結論に達するよう努める。両締約国は、当該実現可能性についての結論に達した日から合理的な期間内（原則として三年を超えないものとする。）に1に規定する相互承認に関する取決めの締結に至るよう努める。

第五十六条 第十四章の規定の不適用

第十四章に定める紛争解決手続は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、この章の規定については、適用しない。

第六章 サービスの貿易

第五十七条 適用範囲

- 1 この章の規定は、サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置について適用する。
- 2 この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 航空運送サービスに関し、運輸権（いかなる方法で与えられるものであるかを問わない。）に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置。ただし、次に掲げる事項に影響を及ぼすものを除く。

- (i) 航空機の修理及び保守のサービス
 - (ii) 航空運送サービスの販売及びマーケティング
 - (iii) コンピュータ予約システムのサービス
 - (b) 海上運送サービスのうち内航海運に係るもの
 - (c) 締約国の雇用市場への進出を求める自然人に影響を及ぼす措置及び国籍、市民権又は永続的な居住者若しくは雇用に関する措置
- 3 第五十九条及び第六十条の規定は、政府調達に関する締約国の措置については、適用しない。
- 4 この章の規定は、一方の締約国が自国への他方の締約国の自然人の入国又は自国における他方の締約国の自然人の一時的な滞在を規制するための措置（自国の国境を保全し、及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものではない。ただし、当該措置を、特定の約束の条件に従って当該他方の締約国に与える利益を無効にし、又は侵害するような態様で適用しないことを条件とする。

注釈 特定の国籍又は市民権を有する自然人に対しては査証を要求し、他の国籍又は市民権を有する自

然人に対しては要求しないという事実のみをもって、特定の約束に基づく利益が無効にされ、又は侵害されているとはみなさない。

5 附属書四は、金融サービスに関し、この章の補足規定（適用範囲及び定義を含む。）を定める。

6 附属書五は、電気通信サービスに関し、この章の補足規定（適用範囲及び定義を含む。）を定める。

第五十八条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「航空機の修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又はその一部に対して行われる活動をいい、いわゆるライン・メンテナンスを含まない。

(b) 「業務上の拠点」とは、業務を行うため又は自由職業のための事業所をいい、これらの事業所には、サービスの提供を目的として締約国の区域内で行われる次のいずれかの行為により置かれるものを含む。

(i) 法人の設立、取得又は維持

(ii) 支店又は代表事務所の設置又は維持

(c) 「コンピュータ予約システムのサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び運賃規則に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け、又は発券を行うことにより提供するサービスをいう。

(d) 「措置」とは、あらゆる措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。

注釈 「措置」には、サービス貿易一般協定が対象とする範囲内の租税に係る課税措置を含める。

(e) 「締約国の措置」とは、次の措置をいう。

(i) 締約国の中央、地域又は地方の政府又は機関がとる措置

(ii) 非政府機関が、締約国の中央、地域又は地方の政府又は機関によって委任された権限を行使するに当たってとる措置

(f) 「サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置」には、次の締約国の措置を含む。

(i) サービスの購入、支払又は利用に係る措置

(ii) サービスの提供に関連して、当該締約国が公衆一般に提供されることを要求しているサービスへの

アクセス及び当該サービスの利用に係る措置

(iii) 当該締約国の区域内におけるサービスの提供のための他方の締約国の者の存在（業務上の拠点を含む。）に係る措置

(g) 「独占的なサービス提供者」とは、締約国がその区域の関連市場におけるサービスの唯一の提供者として法令上又は事実上許可し、又は設立する者（公私を問わない。）をいう。

(h) 「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービスの販売及びマーケティング（市場調査、広告、流通その他マーケティングの全ての側面を含む。）を自由に行う機会をいう。ただし、これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定及びサービスに適用される条件を含まない。

(i) 「サービス消費者」とは、サービスを受け、又は利用する者をいう。

(j) 「他方の締約国のサービス」とは、次のいずれかのサービスをいう。

(i) 他方の締約国の区域から又はその区域内で提供されるサービス。ただし、海上運送サービスについては、他方の締約国の法律に従って登録されている船舶が提供するサービス又は他方の締約国の者が

船舶を運航し、若しくは船舶の全体若しくは一部を利用することを通じて提供するサービスに限る。

(ii) 業務上の拠点又は自然人の存在を通じてサービスが提供される場合には、他方の締約国のサービス提供者が提供するサービス

(k) 「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。

(l) 「サービスの提供」には、サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び納入を含む。

(m) 「サービスの貿易」とは、次に規定する態様のサービスの提供をいう。

(i) 一方の締約国の区域から他方の締約国の区域へのサービスの提供（越境の態様による提供）

(ii) 一方の締約国の区域内におけるサービスの提供であって他方の締約国のサービス消費者に対して行われるもの（海外消費の態様による提供）

(iii) 一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他方の締約国の区域内の業務上の拠点を通じて行われるもの（業務上の拠点を通ずる態様による提供）

(iv) 一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他方の締約国の区域内において当該

一方の締約国の自然人の存在を通じて行われるもの（自然人の存在を通ずる態様による提供）

(n) 「運輸権」とは、いずれかの締約国内の地点を出発地若しくは目的地として又は当該締約国内若しくはその上空において、運航し、又は有償若しくは貸切りで旅客、貨物若しくは郵便物を運送する定期又は不定期の航空運送サービスに係る権利（運航地点、運営路線、運送するものの種類、提供する輸送力、運賃及びその条件並びに数、所有、支配その他航空企業を指定するための基準を含む。）をいう。

第五十九条 市場アクセス

1 一方の締約国は、前条(m)に規定するサービスの提供の態様による市場アクセスに関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附属書六の自国の特定の約束に係る表において合意し、及び特定した条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈 締約国は、前条(m)(i)に規定する提供の態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場合において、国境を越える資本の移動が当該サービス自体の重要な部分であるときは、当該約束をもって当該資本の移動を認めることを約束したこととする。締約国は、同条(m)(iii)に規定する提供の態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場合には、当該約束を

もって自国の区域への関連する資本の移動を認めることを約束したこととする。

2 締約国は、市場アクセスに係る約束を行った分野において、附属書六の自国の特定の約束に係る表において別段の定めをしない限り、小地域を単位とするか自国の区域の全体を単位とするかを問わず、次の措置を維持し、又は採用してはならない。

(a) サービス提供者の数の制限（数量割当て、独占、排他的なサービス提供者又は経済上の需要を考慮するとの要件のいずれによるものであるかを問わない。）

(b) サービスの取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(c) サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

注釈 この(c)に規定する制限には、サービスの提供のための投入を制限する締約国の措置を含まない。

(d) 特定のサービスの分野において雇用され、又はサービス提供者が雇用する自然人であって、特定の

サービスの提供に必要であり、かつ、その提供に直接関係するものの総数の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(e) サービス提供者が合弁企業その他の法定の事業体を通じてサービスを提供する場合において、当該法定の事業体について特定の形態を制限し、又は要求する措置

(f) 外国資本の参加の制限（外国資本による株式保有率又は個別若しくは全体の投資総額の比率の上限を定めるもの）

3 各締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対し、越境の態様によるサービスの提供を行うための条件として、自国の区域内に代表事務所若しくは何らかの形態の企業を設立し、若しくは維持し、又は居住することを求めるとの要件を緩和するよう努める。

第六十条 内国民待遇

1 一方の締約国は、附属書六の自国の特定の約束に係る表に記載する分野において、かつ、当該表に定める条件及び制限に従い、サービスの提供に影響を及ぼす全ての措置に関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を

与える。

注釈 この条の規定に基づいて行われる特定の約束は、いずれの締約国に対しても、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないことにより生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない。

2 一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇と形式的に同一の待遇を与えるか形式的に異なる待遇を与えるかを問わず、1の規定の義務を履行することができる。

3 一方の締約国が他方の締約国のサービス又はサービス提供者に対して与える形式的に同一の又は形式的に異なる待遇により競争条件が当該他方の締約国の同種のサービス又はサービス提供者と比較して自国のサービス又はサービス提供者にとって有利となる場合には、当該待遇は、自国のサービス又はサービス提供者に与える待遇よりも不利であると認める。

4 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の措置であって両締約国間の二重課税の回避のための国際協定の適用対象となるものについては、第十四章の規定の適用上、1から3までの規定を援用してはならない。

い。

第六十一条 追加的な約束

両締約国は、前二条の規定に基づく特定の約束に係る表への記載の対象となっていないサービスの貿易に影響を及ぼす措置（資格、基準又は免許についての事項に関するものを含む。）に関する約束について交渉することができる。当該約束については、附属書六の自国の特定の約束に係る表に記載する。

第六十二条 特定の約束に係る表

1 附属書六の特定の約束に係る表は、特定の約束を行った分野又は小分野に関し、次の事項を特定する。

- (a) 市場アクセスの条件及び制限
- (b) 内国民待遇についての条件及び制限
- (c) 追加的な約束
- (d) 適当な場合には、当該特定の約束の履行のための期間

2 第五十九条及び第六十条のいずれの規定にも適合しない措置は、第五十九条に関する欄に記載する。その記載は、第六十条の規定についての条件又は制限でもありとみなす。

第六十三条 最恵国待遇

一方の締約国は、この協定の効力発生後に第三国とサービスの貿易に関する協定を締結する場合には、当該第三国とのサービスの貿易に関する協定に定める待遇よりも不利でない待遇をこの協定に組み込むため他の締約国の要請について考慮する。そのような待遇をこの協定に組み込むに当たっては、この協定に基づいて各締約国が行う約束の全体的な均衡が維持されるべきである。

第六十四条 国内規制

1 各締約国は、附属書六の自国の特定の約束に係る表に記載した分野において、一般に適用される全ての措置であつてサービスの貿易に影響を及ぼすものが合理的、客観的かつ公平な態様で実施されることを確保する。

2 各締約国は、サービスの貿易に影響を及ぼす行政上の決定について、司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所又はそれらの訴訟手続であつて、当該影響を受けた他方の締約国のサービス提供者の要請に応じて速やかにこれを審査し、及び正当とされる場合には適当な救済を与えるものを維持し、又は実行可能な限り速やかに設定する。締約国は、そのような訴訟手続が行政上の決定について責任を負う当局から独

立したものでない場合には、当該訴訟手続が客観的かつ公平な審査を実際に認めるものであることを確保する。

3 2の規定は、締約国に対し、その憲法上の構造又は法制的性質に反するような裁判所又は訴訟手続の設定を要求するものと解してはならない。

4 締約国の権限のある当局は、特定の約束が行われたサービスの提供のために許可が必要な場合には、国内法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知する。締約国の権限のある当局は、申請者の要請に応じ、当該申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供する。

5 両締約国は、サービス貿易一般協定第六条4の規定に従って作成される国内規制に関する規律（資格要件、資格の審査に係る手続、技術上の基準及び免許要件に関する措置を含む。）について、これらの規律をこの章に組み込み、及びこれによりそのような国内規制がサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、共同で討議する。両締約国は、これらの要件、手続及び基準が特に次の(a)から(c)までの基準に適合することを確保することが当該規律の目的であることを留意する。

(a) 客観的な、かつ、透明性を有する基準（サービスを提供する能力等）に基づくこと。

(b) サービスの質を確保するために必要である以上に大きな負担とならないこと。

(c) 免許の手續については、それ自体がサービスの提供に対する制限とならないこと。

6 締約国は、5にいうサービス貿易一般協定に基づいて作成される規律が組み込まれるまでの間、附属書六の自国の特定の約束に係る表に規定する条件及び制限に従うことを条件として当該表に記載した分野において、次のいずれかの態様により自国の特定の約束を無効にし、又は侵害する免許要件、資格要件及び技術上の基準を適用してはならない。

(a) 5(a)から(c)までに規定する基準に適合しない態様

(b) 当該分野において特定の約束が行われた時に、当該締約国について合理的に予想され得なかった態様

7 締約国が6の規定に基づく義務を遵守しているか否かを決定するに当たり、当該締約国が適用する関係国際機関の国際的基準を考慮する。

注釈 「関係国際機関」とは、両締約国の関係機関が参加することができる国際機関をいう。

8 各締約国は、自由職業サービスに関して特定の約束を行った分野において、他方の締約国の自由職業家

の能力を確認するための適当な手続を定める。

第六十五条 承認

1 一方の締約国は、サービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準の全部又は一部を適用する上で、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。

2 両締約国は、特定のサービスの分野について得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認する可能性に関し、この協定の効力発生の後三年以内に結論に達することを目的として交渉を開始する。

3 両締約国は、一方の締約国から他方の締約国への書面による要請があつた場合には、規制されているサービスの分野におけるそれぞれの専門職能団体に対し、当該サービスの分野において、得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を相互に承認するための取決めにつき、早期に成果を上げることがを目的として交渉し、十二箇月以内にそのような取決めを締結するよう奨励する。これらの専門職能団体が、そのような取決めの詳細について合意に達することにつき遅れが生じ、

又は合意に至らなかった場合でも、この3の規定に基づく締約国の義務の違反とはみなされず、第十四章の規定は適用されない。専門職能団体による交渉の進捗状況は、両締約国によって、第十四条の規定に基づいて設置される合同委員会において定期的に検討される。

4 一方の締約国は、第三国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を協定又は取決めに基づいて承認する場合には、他方の締約国の要請に基づき、当該他方の締約国に対し、当該協定若しくは取決めへの当該他方の締約国の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための機会を十分に与える。一方の締約国は、承認を自主的に行う場合には、他方の締約国に対し、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明も承認されるべきか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

第六十六条 透明性

1 第四条2に規定する権限のある当局は、他方の締約国又は他方の締約国のサービス提供者の要請があった場合には、照会所を通じて、同条に規定する事項（免許及び資格の要件及び手続を含む。）に関して、

速やかに、当該他方の締約国又は当該他方の締約国のサービス提供者の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国又は当該他方の締約国のサービス提供者に情報を提供する。当該照会所については、この協定の効力発生の日に、外交上の公文により他方の締約国に通報する。

2 各締約国は、中央政府並びに日本国については都道府県、インドについては州政府及び連邦直轄地の政府が維持する第五十九条又は第六十条の規定に適合しない全ての現行の措置であつて、この章の規定の対象とされているもの（これらの措置が附属書六の自国の特定の約束に係る表に含まれているか否かを問わない。）を記載した表を作成し、他方の締約国に送付し、及び公表するよう努める。当該表は、次の要素を含むものとし、毎年見直しを行い、必要に応じて改定する。

- (a) 分野及び小分野又は事項
- (b) 適合しない規定（市場アクセス又は内国民待遇に係るもの）の種類
- (c) 当該措置の法的根拠その他の根拠
- (d) 当該措置の簡潔な説明

注釈 この2の規定に基づく表は、透明性のためにのみ作成されるものであり、この章の規定に基づく

締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。両締約国は、可能な場合には、この2の規定において要求される表をこの協定の効力発生の後五年以内に作成することを了解する。

3 第十四章に定める紛争解決手続は、1及び2の規定から生ずる紛争については、適用しない。

第六十七条 独占及び排他的なサービス提供者

1 各締約国は、自国の区域内の独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たりこの章の規定に基づく自国の約束に反する態様で活動しないことを確保する。

2 締約国の独占的なサービス提供者が自己の独占権の範囲外のサービスであって当該締約国の特定の約束に従うべきものを提供するに当たって直接に又は提携する会社を通じて競争する場合には、当該締約国は、当該独占的なサービス提供者が自国の区域内において当該特定の約束に反する態様で活動するために自己の独占的地位を濫用しないことを確保する。

3 一方の締約国は、他方の締約国の独占的なサービス提供者が1又は2の規定に反する態様で活動していると信ずるに足りる理由がある場合には、当該独占的なサービス提供者を設立し、維持し、又は許可した他方の締約国に対し、関連業務に関する特定の情報の提供を要請することができる。

4 この条の規定は、排他的なサービス提供者の場合、すなわち、締約国が法令上又は事実上、(a)少数のサービス提供者を許可し、又は設立し、かつ、(b)自国の区域内でこれらのサービス提供者の間の競争を実質的に妨げる場合についても適用する。

第六十八条 支払及び資金の移転

1 締約国は、次条に規定する場合を除くほか、自国の特定の約束に関連する經常取引のための資金の国際的な移転及び支払に対して制限を課してはならない。

2 この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定に適合する為替の利用を含め、同協定に基づく国際通貨基金の加盟国としての両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、締約国は、次条の規定に基づく場合又は国際通貨基金の要請による場合を除くほか、この章の規定に基づく自国の特定の約束であつて資本取引に関するものに反するような制限を資本取引に対して課してはならない。

第六十九条 国際収支の擁護のための制限

1 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合には、締約国は、特定の約束を行ったサービスの貿易に対する制限（当該約束に関連する取引のための支払又は資金の

移転に対するものを含む。)を課し、又は維持することができる。経済発展の過程にある締約国の国際収支に対する圧力により、特に経済発展に係る当該締約国の計画の実施のために十分な資金準備の水準を維持することを確保するために制限を課することが必要となり得ることが認められる。

2 1に規定する制限は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a) 締約国により内国民待遇の原則に基づいて適用され、かつ、他方の締約国が第三国よりも不利でないように取り扱われるものであること。

(b) 国際通貨基金協定に適合するものであること。

(c) 他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

(d) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(e) 一時的なものであり、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

3 締約国は、1に規定する制限を決定するに当たり、自国の経済又は開発の計画にとって一層重要なサービスの提供を優先させることができる。ただし、特定のサービスの分野を保護するために当該制限を課し

てはならず、また、これを維持してはならない。

4 1の規定に基づいて一方の締約国が課し、若しくは維持する制限又はその変更については、他方の締約国に対して速やかに通報する。

第七十条 補助金

1 各締約国は、サービス貿易一般協定第十五条1の規定に基づく多角的規律の作成を考慮して、サービスの貿易に関連する補助金の取扱いについて検討する。

2 いずれか一方の締約国が、自国の利益が他方の締約国の補助金によって悪影響を受けていると認める場合には、両締約国は、当該一方の締約国の要請に基づき、問題を解決するために協議を行う。

3 2に規定する協議において、補助金を交付している締約国は、適当と認める場合には、次の事項を含む当該補助金の制度に関する情報についての他方の締約国からの要請を考慮する。

- (a) 当該補助金を交付するための国内法令
- (b) 当該補助金の形態（例えば、贈与、貸付け、税の軽減）
- (c) 政策目的又は当該補助金の目的

- (d) 当該補助金の交付日及び交付期間並びに当該補助金に係るその他の期間
 - (e) 補助金の交付を受ける資格要件（潜在的な受益者に関するものを含む。）
- 4 第十四章に定める紛争解決手続は、この条の規定については、適用しない。
- 第七十一条 約束の見直し
- 1 両締約国は、この協定に基づき行ったサービスの貿易に関する約束の全般的な改善を行うため、この協定の効力発生の日から三年以内に最初の見直しを行う。
 - 2 両締約国は、1の規定に従って見直しを行うに当たり、サービス貿易一般協定第四条1の規定を考慮する。
- 第七十二条 サービスの貿易に関する小委員会
- 1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、この協定の効力発生の日、サービスの貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。
 - 2 小委員会は、次の事項を任務とする。
- (a) この章の規定の実施及び運用について検討すること。

- (b) 国内法令に関する情報を交換すること。
- (c) この章の規定に関連する問題であつて両締約国が合意するものについて討議すること。
- (d) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
- (e) 合同委員会が第十四条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第七章 自然人の移動

第七十三条 一般原則

1 この章の規定は、両締約国間の特惠的な貿易関係、自然人の入国及び一時的な滞在を比較可能な形で促進し、並びに入国及び一時的な滞在のための透明性のある基準及び手続を定めたいという両締約国の希望並びに各締約国の国境の安全を確保する必要性を反映したものである。

2 各締約国は、1の規定に従つてこの章の規定に関連する措置をとるものとし、特に、この協定に基づく物品若しくはサービスの貿易又は投資活動を不当に妨げ、又は遅らせることのないよう迅速にこれらの措置をとる。

第七十四条 適用範囲

1 この章の規定は、附属書七に定める区分のいずれかに該当する一方の締約国の自然人であつて、他方の締約国に入国するものの移動に影響を及ぼす措置について適用する。

2 この章の規定は、一方の締約国の自然人であつて、他方の締約国の雇用市場への進出を求めるものに影響を及ぼす措置及び国籍、市民権又は永続的な居住者若しくは雇用に関する措置については、適用しない。

3 この章の規定は、一方の締約国が自国への他方の締約国の自然人の入国又は自国における他方の締約国の自然人の一時的な滞在を規制するための措置（自国の領土を保全し、及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものではない。ただし、当該措置を、特定の約束の条件に従つて当該他方の締約国に与える利益を無効にし、又は侵害するような態様で適用しないことを条件とする。

注釈 他方の締約国の自然人に対しては査証を要求し、第三国の自然人に対しては要求しないという事実のみをもって、附属書七に定める特定の約束による利益が無効にされ、又は侵害されているとはみなさない。

第七十五条 定義

この章の規定の適用上、「締約国の自然人」とは、当該締約国の法律の下で次の要件を満たす自然人をいう。

- (a) インドについては、インドの市民であること。
- (b) 日本国については、日本国の国民であること。

第七十六条 特定の約束

1 一方の締約国は、この章の規定（附属書七に定める各区分に関する条件を含む。）に従って、他方の締約国の自然人に対し、入国及び一時的な滞在を許可する。ただし、当該他方の締約国の自然人が、入国及び一時的な滞在について適用される出入国管理に関する法令であつてこの章の規定に反しないものに従うことを条件とする。

2 いずれの締約国も、附属書七に別段の定めがある場合を除くほか、両締約国において1に規定する他方の締約国の自然人に対して発給される査証の総数について制限を課し、又は維持してはならない。

第七十七条 規制に関する透明性

1 一方の締約国は、他方の締約国の自然人の入国及び一時的な滞在に影響を及ぼす規制に関し、当該他方の締約国の利害関係者からの照会に回答するための適当な仕組みを維持し、又は設ける。この照会には、当該他方の締約国の自然人が、当該一方の締約国において、入国及び一時的な滞在を希望する過程において直面する特別の困難に関する照会を含む。

2 各締約国は、可能な限り、他方の締約国の自然人の入国及び一時的な滞在に影響を及ぼす規制の電子的手段その他の手段による公示の日と当該規制の効力発生の日との間に、適当な期間を置く。

3 各締約国は、この協定の効力発生の日に、入国及び一時的な滞在の申請の審査に関連する手続であつて、当該日に存在するものに関する情報を交換する。各締約国は、また、他方の締約国に対して、入国及び一時的な滞在の申請の審査に関連する手続に関する更新された情報を、不当に遅滞することなく提供する。

4 各締約国は、他方の締約国の自然人に対し、入国及び一時的な滞在の申請に関して、直接又は当該他方の締約国の自然人の雇用者となる者を通じて最終的な決定（一時的な滞在の期間及びその条件を含む。）を通知する。

5 各締約国は、自国の法令の範囲内で、他方の締約国の自然人の移動に関する要件を簡素化し、かつ、手続を円滑化し、及び迅速化するための措置をとるよう可能な限り努める。

第七十八条 入国及び一時的な滞在の許可に関する一般原則及び関連する事項

1 各締約国は、他方の締約国の自然人による入国及び一時的な滞在の申請（一時的な滞在の延長の申請を含む。）の審査を遅滞なく行う。

2 両締約国は、社会保障協定の締結の実現可能性について協議する。当該協議の後、両締約国は、当該協議の開始の日又はこの協定の効力発生の日のいずれか早い日の後三十六箇月以内に当該協議及び交渉を完了することを目的として、交渉を開始する。

第七十九条 同行する配偶者及び被扶養者

一方の締約国は、第七十六条1の規定に基づき入国及び一時的な滞在が許可された他方の締約国の自然人に同行する配偶者又は被扶養者が、当該一方の締約国の法令に基づく要件を満たすことを条件として、在留資格の変更により就労することが認められることを確保する。両締約国は、配偶者又は被扶養者が、当該他方の締約国の自然人に同行していることのみを理由として、就労することを禁止されないことに合意する。

注釈 この条の規定の適用上、「配偶者」及び「被扶養者」とは、他方の締約国の法令に従って認められた配偶者及び被扶養者をいう。

第八十条 紛争解決

1 第十四章に定める紛争解決手続は、次の(a)及び(b)の規定の要件を満たす場合を除くほか、この章の規定については、適用しない。

(a) 入国及び一時的な滞在が拒否された事案に一定の種類があること。

(b) 当該事案によって影響を受ける一方の締約国の自然人が他方の締約国の行政上の救済措置を可能な限り尽くしたこと。

2 他方の締約国の権限のある当局による当該事案に関する最終的な決定が、行政上の救済措置の開始の日
の後一年以内に行われず、かつ、決定が行われないことが当該自然人に起因する遅延によるものでないときは、1(b)に規定する救済措置は、尽くされたものとみなす。

第八十一条 留保

この章の規定に基づく各締約国による約束は、当該締約国が附属書六の自国の特定の約束に係る表におい

て特定した条件及び制限に従うものとする。

第八十二条 追加的な交渉

両締約国は、この協定の効力発生の日の後に、附属書七の規定に従って、交渉を開始する。

第八章 投資

第八十三条 適用範囲

1 この章の規定は、一方の締約国が採用し、又は維持する措置であつて、他方の締約国の投資家及び当該一方の締約国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関するものについて適用する。

注釈 この章の規定は、一方の締約国が採用し、又は維持する措置であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国の投資家により当該一方の締約国の区域内において投資された投資財産に関連するものについても適用する。

2 一方の締約国の投資家は、その投資財産がこの協定に適合する他方の締約国の法令に従うことなく取得されたものである場合には、投資紛争を第九十六条4に規定する調停又は仲裁に付託してはならない。

3 この章の規定と第六章の規定とが抵触する場合には、次のとおりとする。

(a) 第八十五条、第八十六条及び第八十九条の規定の対象となつてゐる事項に関しては、この章の規定と第六章の規定とが抵触する限度において、同章の規定が優先する。

(b) (a)に規定する事項以外の事項に関しては、この章の規定と第六章の規定とが抵触する限度において、この章の規定が優先する。

4 この章のいかなる規定も、出入国管理に関する法令に基づく措置に関して締約国に義務を課するものではない。

第八十四条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「金融サービス」とは、サービス貿易一般協定金融サービスに関する附属書5(a)において定義される用語と同一の意味を有する。

(b) 「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

(c) 「締約国が採用し、又は維持する措置」とは、次の措置をいう。

(i) 締約国の中央、地域又は地方の政府又は機関が採用し、又は維持する措置

(ii) 非政府機関が、締約国の中央、地域又は地方の政府又は機関によって委任された権限を行使するに当たって採用し、又は維持する措置

(d) 「締約国の自然人」とは、締約国の法律の下で次の要件を満たす自然人をいう。

(i) インドについては、インドの市民であること。

(ii) 日本国については、日本国の国民であること。

(e) 「ニューヨーク条約」とは、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約をいう。

(f) 「資金の移転」とは、資金の移転及び国際支払をいう。

第八十五条 内国民待遇

1 一方の締約国は、自国の区域内で行われる投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 地域又は地方の政府又は機関に関し、1の規定に従って締約国が与える待遇は、当該締約国に属する地域又は地方の政府又は機関が同様の状況において当該締約国の投資家及びその投資財産に与える最も有利

な待遇よりも不利でない待遇とする。

第八十六条 最恵国待遇

一方の締約国は、自国の区域内で行われる投資財産の経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第八十七条 一般的待遇

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

注釈 この1の規定は、他方の締約国の投資家の投資財産に与えられるべき待遇の最低限度の基準として、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準を用いることについて定めたものである。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではない。この協定の他の規定又は他の国際協定に対する違反があった旨の決定が行われることは、この1の規定に対する違反があつ

たことを証明するものではない。

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の自国の区域内における投資活動に関して義務を負うこととなつた場合には、当該義務を遵守する。

第八十八条 裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり司法裁判所及び行政裁判所の裁判を受け、並びに行政機関に申立てをする権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第八十九条 特定措置の履行要求の禁止

1 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家の自国の区域内における投資活動に関連して、次の事項の要求を課し、又は強制してはならない。

- (a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。
- (b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
- (c) 自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先

し、又は自国の区域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品若しくはサービスを購入すること。

(d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることによつて制限すること。

(f) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。

(g) 特定の国籍を有する者を取締役、理事又は役員に任命すること。

(h) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は法人その他の事業体に移転すること。ただし、次の場合を除く。

(i) 司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が、競争法令の違反に係る救済措置としてそのような移転の要求を行い、又は強制する場合

(ii) 世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下「貿易関連知的所有権協定」という。）に反しない態様で行われる知的財産の移転に関する場合

(i) 当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。

2 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家の自国の区域内における投資活動に関連して、利益の付与又はその継続のための条件として1(h)及び(i)に規定する要求のいずれかに従うことを求めることを、1の規定により妨げられるものではない。

第九十条 留保及び例外

1 第八十五条、第八十六条及び前条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 次の機関が維持するこれらの規定に適合しない現行の措置であって、附属書八の表に記載するもの

(i) 締約国の中央政府

(ii) 日本国の都道府県又はインドの州若しくは連邦直轄地

(b) (a)(ii)に規定する都道府県及び州又は連邦直轄地以外の締約国の地方政府が維持するこれらの規定に適

合しない現行の措置

(c) (a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新

(d) (a)及び(b)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第八十五条、

第八十六条及び前条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）

2 第八十五条、第八十六条及び前条の規定は、附属書九の自国の表に記載する分野、小分野及び活動に関して締約国が採用し、又は維持する措置については、適用しない。

3 いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日の後に附属書九の自国の表の対象となる措置を採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

4 一方の締約国が、この協定の効力発生の後に、附属書八の自国の表に記載する現行の適合しない措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書九の自国の表に記載する分野、小分野若しくは活動に関する新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、当該一方の締約国は、その改正若しくは修正又は当該新たな若しくは一層制限的な措置の実施の前に、又は例外的状況においてはその後できる限り速やかに

に、次の事項を行う。

(a) 当該改正若しくは修正又は当該新たな若しくは一層制限的な措置の詳細な情報を他方の締約国に通報すること。

(b) 他方の締約国による要請に応じ、相互の満足を確保することを目的として当該他方の締約国との間で誠実に協議を行うこと。

5 各締約国は、適当な場合には、附属書八及び附属書九の自国の表にそれぞれ特定される例外を削減し、又は撤廃するよう努める。

6 第八十五条及び第八十六条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条の規定に基づく義務の例外又は特別の取扱い（貿易関連知的所有権協定第三条から第五条までに明示的に規定するもの）の対象となるいかなる措置についても、適用しない。

7 第八十五条、第八十六条及び前条の規定は、締約国が政府調達に関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。

注釈 この条の規定において「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをい

う。

第九十一条 特別な手続及び情報の要求

1 第八十五条のいかなる規定も、一方の締約国が、自国の区域内における他方の締約国の投資家による投資活動及び自国の区域内にある当該投資家の投資財産に関連して特別な手続を定めることを妨げるものと解してはならない。ただし、当該特別な手続が、当該一方の締約国がこの章の規定に従って他方の締約国の投資家及びその投資財産に与える保護を実質的に害するものでないことを条件とする。

2 第八十五条及び第八十六条の規定にかかわらず、一方の締約国は、他方の締約国の投資家又は自国の区域内にある当該投資家の投資財産に対し、専ら参考情報として又は統計の収集を目的として使用するため、当該投資財産に関する事業に係る情報を提供することを求めることができる。当該一方の締約国は、当該事業に係る情報であつて秘密のものについては、当該投資家又はその投資財産の競争上の立場を害することとなる開示から保護する。この2の規定は、一方の締約国が自国の法令の衡平かつ誠実な適用に関連して他の方法により情報を入手し、又は開示することを妨げるものと解してはならない。

第九十二条 収用及び補償

1 いずれの一方の締約国も、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に対し、収用若しくは国有化又は収用若しくは国有化と同等の措置（以下この章において「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての条件を満たす場合は、この限りでない。

- (a) 公共の目的のためのものであること。
 - (b) 差別的なものでないこと。
 - (c) 正当な法の手続に従って行われるものであること。
 - (d) 2から4までの規定に従って迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。
- 2 補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならぬ。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた市場価格の変化を反映させてはならない。

3 補償については、遅滞なく支払うものとし、収用の時から支払の時までの期間を考慮した利子であつて、適当な商業的な利率によるものを含めるものとする。当該補償については、実際に換価することができ、自由に移転することができ、かつ、収用の日の市場における為替相場により関係する投資家の締約国

の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

4 第九十六条の規定の適用を妨げることなく、収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事案及び補償の額に関し、この条に定める原則に従って速やかな審査を受けるため、収用を行う締約国の司法裁判所若しくは行政裁判所の裁判を受け、又はその行政機関に申立てをする権利を有する。

5 この条の規定は、貿易関連知的所有権協定に基づく知的財産に関する強制実施許諾の付与については、適用しない。

6 この条の規定は、附属書十の規定に従って解釈する。

第九十三条 争乱からの保護

1 一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域内における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事件その他の緊急事態により、自国の区域内にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1に規定する解決方法として支払が行われる場合には、実際に換価することができ、自由に移転するこ

とができ、かつ、市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由
に交換することができるものとする。

- 3 第十一条の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、同条の規定に従ってとる措置を理由として、
1の規定に基づく義務を免除されない。

第九十四条 資金の移転

1 一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であつて、自国の区域内
にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、自由に、かつ、遅滞することなく行われるこ
とを確保する。この資金の移転には、少なくとも次のものの移転を含める。

- (a) 投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金
- (b) 利益、資本利得、配当、使用料、利子、手数料その他投資財産から生ずる収益
- (c) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入
- (d) 融資契約その他の契約に基づいて行われる支払
- (e) 当該一方の締約国の区域内にある投資財産に関連した活動に従事する当該他方の締約国の従業員の得

た収入その他の報酬

(f) 前二条の規定に従って行われる支払

(g) 第九十六条の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払

2 各締約国は、更に、当該資金の移転が自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。

3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法律を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

(a) 破産、債務不履行又は債権者の権利の保護

(b) 証券又は派生商品（先物及びオプションを含む。）の発行、交換又は取引

(c) 刑事犯罪

(d) 訴訟手続又は行政上の決定における命令又は判決の履行の確保

(e) 社会保障、公的年金制度及び強制年金制度から生ずる投資家の義務

注釈 インドについては、この(e)に規定する投資家の義務には、特に、インドの法令に基づくプロビ

デント・ファンド、退職金、退職手当及び被用者のための州の保険制度から生ずる義務を含む。

第九十五条 代位

1 一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産に関連する損害の填補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、次の承認を行う。

(a) 当該支払の前提となった当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への譲渡を承認すること。

(b) 当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認すること。

2 前三条の規定は、1に規定する権利又は請求権の譲渡に基づき一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転について準用する。

3 投資家が1の規定に基づく填補その他の補償を受領する場合には、当該投資家は、当該受領した填補その他の補償の限度において、次条に基づく投資紛争において救済を求める権利を有しない。

第九十六条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1 この章の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家であって、当該投資家及びその投資財産に関し、この章の規定及びこの協定の関係する他の規定に基づく義務の違反の疑いを理由とする、又はその違反の疑いから生ずる損失又は損害を被ったものとの間の紛争をいう。

2 この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である投資家（以下この条において「紛争投資家」という。）が、当該投資紛争の当事者である締約国（以下この条において「紛争締約国」という。）内の行政的又は司法的手続による解決を求めることを妨げるものと解してはならない。ただし、紛争投資家は、当該投資紛争を4に規定する国際的な調停又は仲裁のいずれかによる解決のため付託した場合には、司法裁判所又は行政裁判所若しくは行政機関における当該投資紛争の解決のための手続を開始することができない。

3 投資紛争は、可能な限り、紛争投資家と紛争締約国（以下この条において「紛争当事者」という。）との間の友好的な協議又は交渉により解決する。

4 紛争投資家からの書面による協議又は交渉の要請があった日から六箇月以内に、投資紛争がそのような

協議又は交渉により解決されない場合には、当該紛争投資家は、当該投資紛争を次のいずれかの国際的な調停又は仲裁に付託することができる。

(a) 国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（以下「ICSID条約」という。）による調停又は仲裁。ただし、ICSID条約が両締約国間で効力を有する場合に限る。

(b) 投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による調停又は仲裁。ただし、ICSID条約が両締約国間で効力を有しない場合に限る。

(c) 国際連合国際商取引法委員会の調停規則による調停又は国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁

(d) 紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁規則による仲裁

5 適用される調停又は仲裁の規則は、この条の規定によって修正する部分を除くほか、4に規定する調停又は仲裁を規律する。

6 紛争投資家が、司法裁判所又は行政裁判所若しくは行政機関において投資紛争の解決のための手続を開始している場合には、当該紛争投資家は、当該投資紛争を4に規定する国際的な調停又は仲裁に付託する

ことができない。ただし、当該手続の開始の日から三十日以内に当該手続を取り下げられる場合には、当該紛争投資家は、当該投資紛争を当該国際的な調停又は仲裁に付託することができる。

7 4の規定に従い投資紛争を調停又は仲裁に付託しようとする紛争投資家は、紛争締約国に対し、当該投資紛争が付託される少なくとも九十日前に書面によりその旨の通報を行う。当該通報には、次の事項を明記する。

- (a) 当該紛争投資家の氏名又は名称及び住所
 - (b) 当該紛争締約国の問題となる特定の措置並びに問題の所在を明確にする上で十分な当該投資紛争に係る事実及び法的根拠の簡潔な要約（この協定に基づくいずれの義務について違反があったとされるかについての特定を含む。）
 - (c) 4に規定する調停又は仲裁のうち当該紛争投資家が適用するために選択するもの
 - (d) 当該紛争投資家が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算
- 8 各締約国は、紛争投資家が、投資紛争を4に規定する調停又は仲裁であって、当該紛争投資家が選択するものに付託することに同意する。

(b) (a)の規定による同意及び紛争投資家による投資紛争の調停又は仲裁への付託は、次の(i)及び(ii)の規定の要件を満たさなければならない。

(i) 紛争の両当事者の書面による同意に関するICSID条約第二章の規定及び投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則の規定

(ii) 書面による合意に関するニューヨーク条約第二条の規定

9 8の規定にかかわらず、4に規定する調停又は仲裁への投資紛争の付託は、紛争投資家が1に規定する損失又は損害を被ったことを知った日又は知るべきであった最初の日のいずれか早い方の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

10 6の規定にかかわらず、紛争投資家は、紛争締約国の法律に従い行政裁判所若しくは行政機関又は司法裁判所において暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払又は投資紛争の実質的な解決を伴わないものに限る。）を申し立て、又はその申立てに係る手続を継続することができる。

11 4の規定により設置される仲裁裁判所は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、紛争当事者それぞれが任命する各一人の仲裁人及び紛争当事者の合意により任命されて裁判長となる第三の仲裁人か

ら成る三人の仲裁人により構成する。投資紛争が仲裁に付託された日から六十日以内に、紛争投資家又は紛争締約国が一人又は二人以上の仲裁人を任命しない場合には、紛争当事者のいずれも、12の規定の要件に従うことを条件として、4(a)又は(b)に規定する仲裁の場合には投資紛争解決国際センターの事務局長に対し、4(c)又は(d)に規定する仲裁の場合にはハーグの常設仲裁裁判所の事務総長に対し、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を任命するよう要請することができる。

12 第三の仲裁人は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、日本国の国民又はインドの市民であつてはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、紛争当事者のいずれによつても雇用されてはならず、及びいかなる資格においても対象となる投資紛争を取り扱ったことがあつてはならない。

13 仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約を締結している国において行う。

14 4の規定により設置される仲裁裁判所は、この章の規定及びこの協定の関係する他の規定並びに関係する国際法の規則に従つて、係争中の事案につき決定する。

15 紛争締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。

(a) 仲裁に付託された投資紛争についての書面による通知（当該投資紛争が付託された日の後三十日以内に送付する。）

(b) 仲裁において提出された全ての主張書面の写し

16 紛争締約国でない締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った場合には、この章及びこの協定の関係する他の規定の解釈に関する問題につき仲裁裁判所に対し意見を提出することができる。

17 仲裁裁判所は、紛争投資家の権利を保全し、又は仲裁手続の進行を容易にするため、暫定的な保全措置（紛争当事者のいずれかが所持し、又は支配する証拠を保全するための命令を含む。）を命ずることができる。仲裁裁判所は、差押えを命じ、又は1に規定する違反を構成するとされる措置の差止めを命じてはならない。

18 仲裁裁判所が下す裁定には、次の事項を含める。

(a) 紛争締約国が、紛争投資家及びその投資財産に関し、この章及びこの協定の関係する他の規定に基づく義務に違反したか否かに関する決定並びに当該決定の根拠及び理由

(b) 違反があつた場合には、その救済措置。ただし、当該救済措置は、次の(i)又は(ii)の一方又は双方に限られる。

(i) 損害賠償金及び適当な利子の支払

(ii) 原状回復。この場合の裁定においては、紛争締約国が原状回復に代えて損害賠償金及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。仲裁裁判所は、仲裁に係る費用についても、適用する仲裁規則に従つて裁定を下すことができる。

注釈 この18の規定の適用上、紛争締約国が1に規定する違反を構成するとされる措置について、当該措置は第十一条に規定する安全保障のための例外の適用対象となる旨を抗弁として主張する場合には、仲裁裁判所は、その裁定において当該措置の当否について検討しないことが了解される。ただし、当該仲裁裁判所は、問題となつている当該措置により引き起こされた投資財産に関する損失又は損害について第九十三条1に規定する待遇に照らし、(b)に規定する救済措置について評価することを妨げられない。

19 18の規定に従つて下される裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。紛争締約国

は、当該裁定を遅滞なく実施し、及び自国の区域内において関係法令に従い当該裁定の執行を行う。

20 いずれの一方の締約国も、他方の締約国及び当該一方の締約国の投資家が4の規定に従って仲裁に付託することに同意し、又は付託した投資紛争に関し、外交上の保護を与え、又は国家間の請求を行ってはならない。ただし、当該他方の締約国が当該投資紛争について下された裁定に従わなかった場合は、この限りでない。この20の規定の適用上、外交上の保護には、投資紛争の解決を容易にすることのみを目的とする非公式の外交交渉を含めない。

21 仲裁裁判所は、紛争締約国が要請する場合には、投資紛争が当該仲裁裁判所の管轄に属しないと当該紛争締約国による異議につき、先決問題として取り扱い、及び決定する。ただし、そのような要請が、当該仲裁裁判所の設置の後直ちに行われることを条件とする。

第九十七条 一時的なセーフガード措置

1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、第八十五条の規定に基づく義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び第九十四条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができらる。

- (a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合
 - (b) 例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替政策に重大な困難をもたらす、又はもたらすおそれがある状況にある場合
- 2 1の措置は、次の全ての要件を満たすものとする。
- (a) 国際通貨基金協定に適合するものであること。
 - (b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
 - (c) 一時的なものであり、かつ、事情が許す限り速やかに廃止されるものであること。
 - (d) 他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。
 - (e) 他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。
- 3 一方の締約国は、1の規定に基づいていずれかの措置を適用する場合には、他方の締約国の要請に基づき、自国が採用する措置の見直しの可能性を検討するため、協議を開始する。
- 4 この条のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものではない。

第九十八条 信用秩序の維持のための措置

締約国が信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置をとる場合には、附属書四第二節1の規定が適用される。

第九十九条 環境に関する措置

一方の締約国は、環境に関する措置の緩和を通じて自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動を奨励することが適当でないことを認める。各締約国は、自国の区域内における投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段として環境に関する措置の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第一百条 他の義務との関係

この協定のいかなる規定も、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定が与える待遇よりも有利な待遇を与える各締約国の法令又は他の国際協定に影響を及ぼすものと解してはならない。

第一百一条 有効期間及び終了

この協定の終了の日の前に投資された投資財産に関しては、この章の規定及びこの章に直接関係するこの協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

第九章 知的財産

第二百二条 一般規定

1 両締約国は、貿易関連知的所有権協定に従い、知的財産の十分に於て、効果的かつ無差別的な保護を確保する。

2 この章に規定する知的財産とは、貿易関連知的所有権協定に基づく全ての種類の知的財産をいう。

第二百三条 手続事項の簡素化

1 各締約国は、知的財産の保護に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産に関する自国の行政上の手続を簡素化するための適切な措置をとる。

2 いずれの締約国も、自国の権限のある当局が優先権主張の基礎となる先の出願の翻訳文の正確性について合理的な疑義を有する場合を除くほか、出願人又はその代理人以外の者に対し、当該翻訳文についての認証を要求してはならない。

3 いずれの締約国も、出願日を認めるための条件として、委任状の提出が出願と同時に完了することを要求してはならない。

第四百四条 知的財産の保護についての啓発の促進

両締約国は、知的財産の保護についての啓発（知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び普及の計画を含む。）を促進するために適切と認める措置をとるよう努める。

第四百五条 特許

1 いずれの締約国も、特許出願に係る保護の対象がコンピュータ・プログラムを他のものとともに含むという理由のみによつて、当該特許出願を拒絶することを要求してはならない。

注釈 この1の規定は、コンピュータ・プログラム自体を特許の対象とすることができるか否かについて、各締約国の法令に従つて決定することに影響を及ぼすものではない。

2 締約国の権限のある当局は、特許出願を拒絶すべき旨の決定をしようとする場合には、特許出願人に対し、拒絶の理由を通知するとともに、当該締約国の法令に従い、合理的な期間内に当該拒絶の理由に対する意見を提出する機会を与える。

3 各締約国は、特許権者が、特許請求の範囲の減縮を目的として、当該締約国の法令に従い、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について、訂正の請求を特許に関して権限のある当局に提出するこ

とができることを定める。

第百六条 商標

1 各締約国は、次の規定に従い、広く認識されている商標を保護する。

(a) 各締約国は、商標が広く認識されている商標であるか否かを自国の法律に従って決定することができる。

(b) 各締約国は、職権により（当該締約国の法律により認められる場合に限る。）、又は広く認識されている商標の所有者が異議申立て、訂正、取消し若しくは無効の手続において申し立てた異議若しくは提起した訂正、取消し若しくは無効にすることの請求に基づき、自国の法律に従い、広く認識されている商標と同一若しくは類似の商標の出願を拒絶し、又は当該商標の登録を訂正し、取り消し、若しくは無効にする。

注釈 この(b)の規定の適用上、各締約国は、自国の法律に従い、次の条件のいずれか及び適当な場合には他の関連する要因を考慮することができる。

(i) 当該商標が不正な意図で使用されること。

(ii) 当該商標の使用が広く認識されている商標の識別性又は社会的評価を不正に利用し、又は害するものであること。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、各締約国は、自国の法律に従い、商標が次のいずれか又は双方に該当する場合において及び適当な場合には他の関連する要因を考慮して、当該商標が広く認識されている商標であることを決定する。

(i) 当該商標の所有者の商品又はサービスを表示するものとして他方の締約国において広く認識されている場合

(ii) 当該商標の所有者の商品又はサービスを表示するものとして双方の締約国において広く認識されている場合

注釈 広く認識されている商標の保護は、各締約国の法律に従うことを条件として、当該商標が対象とする商品又はサービスと類似していない商品又はサービスにも及ぶ。

2 各締約国は、合理的な理由があること及び手続上の要件に従うことを条件として、出願人が権限のある当局に対してその商標登録出願を他の出願に優先して審査することの要請を提出することができることを

確保する。このような要請が提出された場合には、権限のある当局は、当該要請を考慮に入れるものとし、適当な場合には、当該商標登録出願を他の出願に優先して審査するよう努める。

第一百七条 地理的表示

各締約国は、自国の法令に従い、かつ、貿易関連知的所有権協定の定めるところにより、地理的表示の保護を確保する。

第一百八条 不正競争

各締約国は、千九百六十七年の工業所有権の保護に関するパリ条約第十条の二の規定に従って、不正競争行為からの保護を与える。

第一百九条 安全保障のための例外

この章の規定の適用上、貿易関連知的所有権協定第七十三条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第十章 政府調達

第一百十条 調達に関する原則

各締約国は、成長及び雇用を促進するため生産及び貿易の拡大を推進する上で政府調達に有する重要性を認識し、自国の法令に従い、政府調達に関する措置の透明性を確保する。

第百十一条 無差別待遇

一方の締約国は、政府調達に関する措置について、他方の締約国の物品、サービス及び供給者に対し、自国の法令に従って第三国の物品、サービス及び供給者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第百十二条 情報の交換

1 両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、適時にかつ可能な限り英語により、政府調達に関する自国の法令、政策及び慣行並びに現行の政府調達制度の改革について、情報の交換を国の段階において行う。

2 各締約国は、情報の交換のため及び他方の締約国に対する情報の提供のために連絡部局を指定するよう努める。

第百十三条 追加的な交渉

両締約国は、インドが世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定（以下「政府調達協定」という。）の締約国となる意思を表明したときに、苦情申立ての手續に関する規定を含む包括的な政府調達に関

する章を実現することを目的として、この章を見直すため、交渉を開始する。

注釈 この章の規定の適用上、政府調達協定が改正され、又は他の協定によって代替される場合には、

「政府調達協定」とは、当該改正された政府調達協定又は当該他の協定をいうものとする。

第百十四条 無差別待遇に関する交渉

一方の締約国は、この協定の効力発生の後、政府調達に関する措置（自国の政府調達市場へのアクセスを含む。）についての有利な待遇を第三国に与える場合において、他方の締約国の要請があるときは、当該待遇を相互主義に基づき当該他方の締約国にも与えることを目的として交渉を開始するための適切な機会を与える。

第百十五条 例外

1 この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) インドについては、州政府及びその機関並びに地方政府

(b) 日本国については、地方政府

2 この章のいかなる規定も、締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める措置又

は情報であつて武器、弾薬若しくは軍需品の調達又は国家の安全保障のため若しくは国家の防衛上の目的のために不可欠の調達に関連するものにつき、その措置をとること又はその情報を公表しないことを妨げるものと解してはならない。

第十一章 競争

第一百六条 反競争的行為

各締約国は、自国の法令に従い、両締約国間の貿易及び投資の流れ並びに自国の市場の効率的な機能を円滑にするため、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる。

第一百七条 定義

この章の規定の適用上、「競争法令」とは、

(a) インドについては、二千二年の競争法（二千三年の第十二号）（二千七年の競争（改正）法による改正を含む。）及びその実施について定める規則並びにそれらの改正をいう。

(b) 日本国については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）並びにその実施について定める命令及び規則並びにそれらの改正をいう。

第一百八条 反競争的行為の規制に関する協力

両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自己の利用可能な資源の範囲内で、反競争的行為の規制の分野において協力するよう努める。

第一百九条 無差別待遇

各締約国は、同様の状況にある者の間で国籍を理由とした差別を行うことなく、自国の競争法令を適用する。

第二百十条 手続の公正な実施

各締約国は、反競争的行為を規制するため、自国の関係法令に従い、行政上及び司法上の手続を公正な方法で実施する。

第二百十一条 透明性

各締約国は、自国の競争法令及び競争政策の実施の透明性を促進する。

第二百十二条 第十四章の規定の不適用

第十四章に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

第十二章 ビジネス環境の整備

第二百二十三条 基本原則

1 両締約国間の貿易及び投資を促進することを目的として、一方の締約国は、自国の法令に従い、自国の区域内で事業活動を遂行する他方の締約国の企業のためのビジネス環境を一層整備するために適当な措置をとる。

2 両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、自国の区域内におけるビジネス環境を一層整備するための協力を促進する。

第二百二十四条 ビジネス環境の整備に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、この協定の効力発生の日に、ビジネス環境の整備に関する小委員会（以下この章において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

(a) 次条の規定に基づいて設置される協議グループの活動を監督すること。

(b) 協議グループ及び第二百二十六条の規定に基づいて指定される連絡事務所が報告する所見を必要に応じ

て考慮しつつ、小委員会が適当と認める問題に取り組み、及びこれを解決すること。

(c) (a)及び(b)に規定する任務並びに関係する問題に関し、両締約国に対し、所見を報告し、及び勧告（両締約国がとるべき措置を含む。）を行うこと。両締約国は、当該勧告を考慮する。

(d) 適当な場合には、(c)に規定する勧告に関し両締約国がとった措置について検討を行うこと。

(e) 適当な方法で、(c)に規定する勧告及び(d)に規定する検討の結果を、各締約国の法令の範囲内で、関係者に利用可能なものとする事。

(f) 合同委員会に対し、可能な限り詳細かつ迅速に、(c)に規定する所見及び勧告並びにこの章の規定の実施及び運用に関するその他の所見を報告すること。

3 小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。小委員会は、両締約国の合意により、両締約国の地方府の代表者を招請し、及びその他の関係団体の代表者（民間部門からの代表者を含む。）であつて、取り組まれる問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

4 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

5 小委員会は、関連する他の小委員会の作業との不必要な重複を避けるため、適当な方法で関連する他の

小委員会と協力する。

6 小委員会のその他の詳細については、実施取極で定める。

第二百五条 協議グループ

1 各締約国は、小委員会の補助機関として協議グループを設置する。

2 協議グループの構成、任務及び会合の開催頻度については、実施取極で定める。

第二十六条 連絡事務所

1 各締約国は、この章の目的のため、連絡事務所を指定し、及び維持する。

2 連絡事務所の任務その他の詳細については、実施取極で定める。

第二十七条 第十四章の規定の不適用

第十四章に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

第十三章 協力

第二十八条 基本原則及び目的

1 両締約国は、両締約国間の貿易及び投資を自由化し、及び円滑化し、両締約国間の広範な関係を強化

し、並びに両締約国の国民の福祉を増進することを目的として、相互の利益に資する協力を促進する。このため、両締約国は、必要かつ適当な場合には、両締約国の関係団体間の協力を奨励し、及び円滑にする。

2 この章の主要な目的は、次の事項を含む。

(a) 相互に特定した分野における協力を通じて両締約国間の投資及び貿易を自由化し、及び円滑化すること。

(b) 両締約国の経済競争力を強化すること。

(c) 両締約国の長期的かつ持続可能な開発を確保すること。

(d) 両締約国の人材養成及び能力開発を促進すること。

(e) 両締約国の国民の全般的な福祉を向上させること。

第二百二十九条 協力の分野

この章の規定に基づく協力の分野は、次の事項を含む。

(a) 環境

- (b) 貿易及び投資の促進
- (c) 公共基盤
- (d) 情報通信技術
- (e) 科学技術
- (f) エネルギー
- (g) 観光
- (h) 繊維
- (i) 中小企業
- (j) 保健
- (k) 娯楽及び情報
- (l) 冶金
- (m) 両締約国が相互に合意するその他の分野

第三百三十条 協力の範囲及び形態

両締約国が相互に合意する特定された各分野であつて前条に掲げるものにおける協力の範囲及び形態については、実施取極で定めることができる。

第三百三十一条 実施及び費用

1 両締約国は、この協定の効力発生の後できる限り速やかに、第二百二十九条に掲げるそれぞれの分野における潜在的な協力活動について検討するため、その実施に係る両締約国の団体の間の討議を開始し、及び促進する。両締約国は、この章の規定に基づく協力の効果的かつ効率的な実施を確保するため、両締約国間の既存の協議の枠組みを尊重する。

2 この章の規定に基づく協力は、関係団体が適当な時期に相互の協議によつて作成する別個の作業計画、取決めその他適当と認められる手段を通じ、実施することができる。両締約国は、第二百二十九条に掲げるそれぞれの分野における協力の実施に関与する関係団体の一覽表を相互に提供する。

3 この章の規定に基づく協力活動を調整し、及び1に規定する討議を促進するため、第十四条の規定に従つて、協力に関する小委員会を設置することができる。当該小委員会は、両締約国が相互に合意する頻度で会合を開催することができる。

4 様々な分野における協力は、前条に規定する範囲及び形態に限る必要はない。

5 この章の規定に基づく協力の実施は、各締約国の資金の利用可能性及び関係法令に従うことを条件とする。

6 この章の規定に基づく協力活動の実施に要する費用は、両締約国が相互に合意する衡平な方法で負担する。

第三百三十二条 次章の規定の不適用

次章に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

第十四章 紛争解決

第三百三十三条 適用範囲

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定は、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の解決について適用する。

2 この章のいかなる規定も、世界貿易機関設立協定により利用可能な紛争解決手続を利用する両締約国の権利を害するものではない。

3 2の規定にかかわらず、特定の紛争に関し、この章の規定に基づく仲裁裁判所又は世界貿易機関設立協定附属書二紛争解決に係る規則及び手続に関する了解第六条の規定に基づく小委員会の設置が要請された場合には、当該特定の紛争に関し、選択された当該仲裁裁判所又は当該小委員会の手続以外の紛争解決手続を利用することはできない。

第三百三十四条 協議

1 一方の締約国は、この協定の解釈又は適用に関するいかなる問題についても、他方の締約国に対し書面により協議を要請することができる。

2 一方の締約国が1の規定に基づいて協議の要請を行う場合には、他方の締約国は、問題の相互に満足すべき解決を図るため、その要請に応ずるものとし、当該要請が受領された日の後三十日以内に誠実に協議を開始する。緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合等）には、当該他方の締約国は、当該要請が受領された日の後十五日以内に協議を開始する。

第三百三十五条 あっせん、調停又は仲介

1 いずれの締約国も、あっせん、調停又は仲介を随時要請することができる。いずれの手続も、両締約国

の合意により、いつでも開始することができるものとし、また、いずれかの締約国の要請により、いつでも終了することができる。

2 両締約国が合意する場合には、この章に定める仲裁裁判手続の進行中においても、あつせん、調停又は仲介を継続することができる。

第三百三十六条 仲裁裁判所の設置

1 第三百三十四条の規定に基づいて協議を要請した締約国であつて申立てを行うものは、次のいずれの場合には、他方の締約国に対し書面により仲裁裁判所の設置を要請することができる。ただし、申立てを受けた締約国がこの協定に基づく義務の履行を怠つた結果又は当該義務に反する措置をとつた結果、申立てを行った締約国が、この協定に基づいて直接又は間接に自国に与えられた利益が無効にされ、又は侵害されていと認めることを条件とする。

(a) 協議の要請が受領された日の後三十日以内に、又は緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合等）には十五日以内に、申立てを受けた締約国が協議を開始しない場合

(b) 協議の要請が受領された日の後六十日以内に、又は緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合等）

には三十日以内に、両締約国が協議により紛争を解決することができない場合は

2 この条の規定による仲裁裁判所の設置の要請には、次の事項を明記する。

(a) 申立ての根拠とされる事実

(b) 違反があつたとされるこの協定の規定を含む申立ての法的根拠

3 各締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後三十日以内に一人の仲裁人を任命し（自国民を任命することができる。）、及び裁判長となる第三の仲裁人の候補者を三人まで提案する。第三の仲裁人は、いずれかの締約国の国民であつてはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、いずれかの締約国により雇用されてはならず、及びいかなる資格においても関係の紛争を取り扱ったことがあつてはならない。

4 両締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後四十五日以内に、3の規定に従つて提案された候補者を考慮して、第三の仲裁人を合意により任命する。

5 いずれかの締約国が3の規定により仲裁人を任命しなかった場合又は両締約国が4の規定により第三の仲裁人を合意により任命することができない場合には、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁

人は、七日以内に、3の規定に従って提案された候補者の中からくじ引で選ばれる。

6 仲裁裁判所の設置の日は、裁判長が任命された日とする。

7 仲裁裁判所は、適切な技術的又は法的知見を有する仲裁人により構成すべきである。

第三百三十七条 仲裁裁判所の任務

1 前条の規定により設置される仲裁裁判所は、

(a) 必要に応じて両締約国と協議すべきであり、また、両締約国が相互に満足すべき解決を図るための十分な機会を与えるべきである。

(b) この協定及び適用可能な国際法の規則に従って裁定を下す。

(c) 裁定においては、その理由を付し、並びに法及び事実に関する認定を行う。

(d) (c)の認定とは別に、第四百十条の規定との関連において、その実施方法についての提案を裁定に含め、これを両締約国による考慮に付することができる。

2 仲裁裁判所は、必要かつ適当と認める関係情報の提供を両締約国に要請することができる。仲裁裁判所が必要かつ適当と認める情報の提供を要請する場合には、両締約国は、迅速かつ十分にこれに応ずるもの

とする。

3 仲裁裁判所は、いずれかの締約国が提起した科学上又は技術上の事項に関する事実に係る問題については、専門家に対し書面による情報又は意見書の提出を要請することができる。仲裁裁判所は、いずれかの締約国の要請により、又は自己の発意により、仲裁裁判手続を通じて仲裁裁判所を補佐し、及び仲裁裁判所の要請に基づき情報又は助言を提供する二人以上の科学又は技術の分野における専門家を、両締約国との協議の上選定することができる。ただし、当該専門家は、裁定その他の仲裁裁判所によるいかなる決定に際しても投票権を有しない。

4 仲裁裁判所が3の規定により入手した情報又は助言については、両締約国による利用を可能としなければならぬ。各締約国は、仲裁裁判所によるそのような情報又は助言の取扱いについて、意見書を提出することができる。

第三百三十八条 仲裁裁判手続

1 仲裁裁判は、非公開とする。

2 仲裁裁判所の評議及び仲裁裁判所に提出された文書は、秘密のものとして取り扱う。

3 2の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、紛争に関する見解について公に表明することができ
る。ただし、他方の締約国が秘密であると指定して仲裁裁判所に提出した情報又は意見書については、こ
れを秘密のものとして取り扱う。一方の締約国は、秘密であると指定して情報又は意見書を提出した場合
には、他方の締約国の要請に基づき、当該情報又は意見書について公開し得る秘密でない要約を提出す
る。

4 両締約国は、仲裁裁判手続における表明、陳述又は反論の場に出席する機会を与えられる。一方の締約
国が仲裁裁判所に提出した情報又は意見書（裁定案の説明部分に関する意見及び仲裁裁判所の質問に対す
る回答を含む。）については、他方の締約国による利用を可能としなければならない。

5 仲裁裁判所の裁定の起草は、両締約国の参加なしに、かつ、提供された情報及び行われた陳述を踏まえ
て行うものとする。

6 仲裁裁判所は、両締約国が裁定案（説明部分並びに仲裁裁判所の認定及び結論から成る。）の特定の部
分を検討することができるようにするため、その設置の日の後百二十日以内に、又は緊急の場合（腐敗し
やすい物品に関する場合等）には六十日以内に、裁定案を提示する。仲裁裁判所は、当該百二十日又は当

該六十日の期間内に両締約国に対し裁定案を提示することができないと認める場合には、両締約国の同意を得て、当該期間を延長することができる。締約国は、裁定案が提示された日の後十五日以内に、仲裁裁判所に対し当該裁定案についての意見を書面により提出することができる。

7 仲裁裁判所は、裁定案が提示された日の後三十日以内に裁定を下す。

8 仲裁裁判所は、裁定その他の決定をコンセンサス方式によって行うよう努める。コンセンサスに達することができない場合には、過半数による議決で行うことができる。過半数による議決の場合には、各仲裁人が表明した意見は、匿名とする。

9 仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

第三百三十九条 仲裁裁判手続の終了

1 両締約国は、両締約国に対し裁定が下される前であればいつでも、仲裁裁判手続の終了について合意することができる。

2 両締約国が仲裁裁判所の裁判長に対し共同で1の規定に基づく合意を通報する場合には、当該裁判長は、仲裁裁判手続を終了する。

第四百四十条 裁定の実施

- 1 申立てを受けた締約国は、第三百三十八条の規定による仲裁裁判所の裁定を迅速に実施する。
- 2 申立てを受けた締約国は、裁定を迅速に実施することができない場合には、当該裁定が下された日の後二十日以内に、当該裁定を実施するために必要な期間を申立てを行った締約国に通報する。当該申立てを行った締約国は、通報された期間が受け入れられないと認める場合には、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。仲裁裁判所は、当該裁定を実施するための妥当な期間を決定する。
- 3 申立てを受けた締約国は、2の規定により決定された期間内に裁定を実施することができないと認める場合には、相互に満足すべき代償を与えるため、当該期間の満了までに申立てを行った締約国と協議を開始する。当該期間の満了の日の後三十日以内に満足すべき代償について合意されなかった場合には、当該申立てを行った締約国は、当該申立てを受けた締約国に対するこの協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を当該申立てを受けた締約国に通報することができる。
- 4 申立てを行った締約国は、申立てを受けた締約国が2の規定により決定された期間内に裁定を実施していないと認める場合には、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。

5 申立てを受けた締約国が2の規定により決定された期間内に裁定を実施していないことが、4の規定により問題を付託された仲裁裁判所により確認された場合には、申立てを行った締約国は、そのような確認が行われた日の後三十日以内に、当該申立てを受けた締約国に対するこの協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を当該申立てを受けた締約国に通報することができる。

6 3及び5に規定する譲許その他の義務の適用の停止は、それらの規定による通報の日の後三十日が経過した後に行うことができる。ただし、当該譲許その他の義務の適用の停止は、次のことを条件とする。

(a) 当該譲許その他の義務の適用の停止に関連する紛争について協議又は仲裁裁判手続が進行している間においては、行わないこと。

(b) 一時的なものであり、かつ、相互に満足すべき解決が両締約国間で得られ、又は裁定が実施されたときに解除されること。

(c) 裁定が実施されないことによる無効化又は侵害の程度と同等の程度に限定されること。

(d) 当該無効化又は侵害に関連する分野と同一の分野に限定されること。もつとも、当該分野における譲許又は義務の適用を停止することができず、又は効果的でない場合は、この限りでない。

7 申立てを受けた締約国は、申立てを行った締約国によるこの協定に基づく譲許その他の義務の適用の停止について3、5又は6に規定する条件が満たされていないと認める場合には、当該申立てを行った締約国に対し協議を要請することができる。当該申立てを行った締約国は、そのような要請が受領された日の後十日以内に協議を開始する。この7の規定による協議の要請が受領された日の後三十日以内に両締約国が問題を解決することができない場合には、当該申立てを受けた締約国は、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。

8 この条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所は、できる限り、裁定の対象となった問題を取り扱った仲裁裁判所の仲裁人により構成する。これが可能でない場合には、この条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所の仲裁人は、第三百二十六条3から5までの規定に従って任命する。

9 この条の規定により設置される仲裁裁判所は、両締約国が異なる期間について合意する場合を除くほか、問題が付託された日の後六十日以内に裁定を下す。当該裁定は、両締約国を拘束する。

第四百四十一条 費用

1 両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、2に規定する費用以外の仲裁裁判所の費用は、両締約国

が均等に負担する。

2 各締約国は、自国が仲裁裁判手続に参加する費用を負担する。

第四百四十二条 言語

全ての仲裁裁判手続並びに仲裁裁判所に提出される全ての文書及び情報は、英語によるものとする。

第十五章 最終規定

第四百四十三条 目次及び見出し

この協定の目次並びにこの協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第四百四十四条 附属書及び注釈

この協定の附属書及びこの協定中の注釈は、この協定の不可分の一部を成す。

第四百四十五条 改正

1 この協定は、両締約国の合意により改正することができる。

2 その改正は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されるものとし、また、両締約国

が合意した日に効力を生ずる。

3 2の規定にかかわらず、次に掲げるもののみについての改正は、外交上の公文を両締約国政府が交換することにより行うことができる。

(a) 附属書一（ただし、統一システムの改正に伴う一方の締約国の表の改正であつて、附属書一の規定に従つて他方の締約国の原産品に適用される輸入関税の税率の変更を伴わないものに限る。）

(b) 附属書二

第四百四十六条 効力発生

この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の属する月の後二番目の月の初日に効力を生ずる。この協定は、次条の規定に基づいて終了しない限り、効力を有する。

第四百四十七条 終了

いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二十十一年二月十六日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

前原誠司

インド共和国のために

アーナンド・シャルマ